

子ども・子育て会議基準検討部会（第16回） 議事次第

日 時 平成26年3月12日（月）15:00～18:00

場 所 中央合同庁舎第4号館12階第1208会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）公定価格・利用者負担について

（2）その他

3. 閉 会

[配付資料]

資料1 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について

資料2 公定価格・利用者負担の主な論点について

参考資料1 委員提出資料

○無藤部会長 それでは、定刻になりましたので、第16回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 委員の御出欠の状況につきまして御報告をいたします。

今村委員、小室委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、荒木委員、尾崎委員、清原委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、全国国公立幼稚園長会副会長の岩城様、高知県東京事務所長の味元様、三鷹市子ども政策部長の竹内様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様に御出席をいただいております。

以上でございまして、本日31名中25名の委員に御出席をいただきまして、定足数でございます過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

本日、岡田副大臣、間もなく御出席と伺っております。また、後ほどでございますが、16時40分ごろをめで森大臣も御出席予定と伺っております。特に森大臣の御到着の際にはテレビカメラも入室ということでございます。その際に一旦休憩を入れさせていただきます。委員の皆様には、あらかじめ御承知おきいただければと存じます。

それでは、岡田副大臣御到着次第、御挨拶いただきますが、その前に本日の流れでございます。

本日の資料につきまして、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

副大臣が今ここに向かっていらっしゃるということなので、少しお待ちいただければと存じます。

○長田参事官 この時間を使いまして、参考資料の関係で1点補足をさせていただきます。

本日お配りしております各委員提出資料の関係でございますが、親会議の委員でいらっしゃいます柏女委員から意見提出のお申し出がございましたので、配付をさせていただいておりますので、御承知おきいただければと思います。

(副大臣入室)

○無藤部会長 それでは早速、岡田副大臣、御挨拶をよろしく願いいたします。

○岡田内閣府副大臣 岡田広です。遅参しまして大変に申しわけありません。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、これまで大変熱心な御議論を重ねていただきまして、本当にありがとうございます。

まず前回、2月24日の「子ども・子育て会議基準検討部会」において古渡委員から、被災地における学校給食の現場では、食品の放射能検査員が必要であり、この費用は公定価格に含まれるのかとの御質問が私にありました。私は、これは公定価格の中で取り組むのではなくて復興交付金で対応しているのではないかという発言をさせていただきまして、そして念のため、

私は復興庁の副大臣もさせていただいておりますので、全て把握していなくて大変申しわけありませんでしたけれども、復興庁のほうに確認をさせていただきますという答弁をさせていただきました。復興交付金につきましては、被災自治体の復興、地域づくりに必要なハード事業に対して交付しているものであり、正確には、この件につきましては文部科学省の学校給食安心対策事業、厚生労働省の被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の一環として、学校や児童福祉施設等が提供する給食のさらなる安全安心確保のための取り組みを支援しております。

また、東京電力におきましても、学校給食等の放射性物質検査の実施を余儀なくされた教育事業及び児童福祉事業を運営する地方公共団体を対象に、学校給食等に係る検査費用につきまして、賠償金の請求受け付けも行っているところでもあります。

いずれにしても、給食における放射性物質を測定するための検査支援は復興関連事業として実施しておりますので、公定価格の中に含めることは考えておりませんことを申し添えたいと思っております。

後ほど事務局に詳しく説明をさせますが、本日の会議においては、これまでの子ども・子育て会議の議論や党での意見等を踏まえ、政府が0.7兆円段階で実施する案と1兆円超で実施する案をお示しさせていただいているところではありますが、まず、その位置づけについて簡潔にお話をしたいと思っております。

子ども・子育て支援新制度の国会審議等を通じて、量的拡充と質の改善の実現のためには1兆円超の財源が必要とされてきたところでもあります。今回の議論におきましても、引き続き1兆円超の財源を確保し、1兆円超ベースの案の実現を図ることを目指すことが大前提であります。財源確保に向けましては、子ども・子育て会議や自民党の人口減少社会対策特別委員会の議論においても1兆円超の財源確保に最大限努力するよう求められており、引き続き政府・与党一体となって、森大臣を先頭に、その確保のために取り組んでまいりたいと考えております。後ほど森大臣も、今、予算委員会に入っておりますので申しわけありませんが、出席をさせていただきます。

一方で、事業者が経営判断を行う材料として公定価格の具体的な姿をできる限り早く示すことが求められております。そのため、公定価格に盛り込む事項として、質の改善項目等をお示しするに当たっては、現時点において財源確保が図られている0.7兆円の範囲で実施する事項案と、1兆円超で実施する事項案をあわせてお示しする必要があると考えております。これは、1兆円超ベースの案の実現を目指しつつ、今後、財源を確保次第、どのような項目を充実していくのか、その順番の案を示すためのものと御理解いただければと思っております。

また、本案につきましては、昨日、自民党の公定価格PTにもお示しし、議論をいただいたところではありますが、党における議論についても簡潔に幾つか御紹介をさせていただきたいと思っております。

1兆円超の財源を確保し、1兆円超の案の実現を図ることを目指すことは大前提で、0.7兆円ベースの案で終わりではなく、財源確保に向けて今後も取り組んでいく必要があるという意見が多数を占めました。そして、質の改善が後回しにならぬよう、しっかりと取り組んでいた

だきたいという要望も寄せられました。職員の処遇を改善することは極めて重要であります。保育の量的拡充の観点からも保育士の確保は必要であり、その観点からもしっかりと考えていただきたいという発言がありました。

幼稚園、保育所と認定こども園については、同じ条件であれば公定価格に差を設けるべきではない。幼稚園にとっては大きな制度変更となるため、市町村の相談体制をきちんと整える等の対応を通じ、新制度に移行しやすいような仕組みにすべきであるという発言があったこともつけ加えておきたいと思います。

委員各位におかれましては、引き続き、本日も精力的な御議論をお願いいたしまして、御挨拶と御報告にさせていただきます。ありがとうございました。

○無藤部会長 ありがとうございました。

それでは早速、議事に入らせていただきます。本日は、公定価格・利用者負担について御説明、御議論をお願いいたします。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○長田参事官 それでは、まず資料1に基づきまして、私から、先ほど岡田副大臣よりお話のございました0.7兆円、1兆円超の関連の資料につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページにつきましては、これまでと同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

2ページでございます。先ほどの副大臣からの説明とちょっと重複いたしますが、本作業の位置づけということで少し詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

この新制度が円滑に実施されるためには、事業者等に対しまして、その判断材料となる情報を適切に提示することが必要であろうと考えております。とりわけ幼稚園におかれましては、この新制度に入る選択、そして現行制度に残留する選択、この両方があるわけですので、とりわけその必要性が大きいわけでございます。

一方で、公定価格の具体的な内容は、厳密には各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、最終的に政府予算案において確定するものであります。これは例えば介護保険の介護報酬や医療保険における診療報酬なども同様でございますけれども、しかしながら、今般の新制度の実施に向けては、12月の予算編成を待って提示することでは適切な判断材料とはならないと考えております。このため、事業者の適切な経営判断の材料とすべく、私どもとしては本年5月ごろを目途に公定価格の仮単価を提示したいと考えてございます。この仮単価を提示する前提となる公定価格にどういった項目を盛り込んでいくのかにつきましては、所用の財源を視野に置きながら、年度内目途のこれまでお願いをしております公定価格の骨格の取りまとめに反映させる必要があると考えてございます。

この場合、繰り返しになりますけれども、国会審議等を通じまして、量的拡充、質の改善の実現のためには1兆円超の財源が必要だと、この認識については何ら変わるところはございませんので、引き続きその確保に最大限努力することを大前提とした上で、消費税増収分から充当される0.7兆円程度以外の0.3兆円超については、今後の予算編成過程で歳入・歳出の見直

し等の動向を踏まえて確保に取り組む性格のものでございます。そういった状況を踏まえて、事業者にいかに正確な情報をお示しするかということを考える必要があるかと考えてございます。したがって、今般、公定価格に盛り込む事項としての質の改善項目を事業者等にお示しするに当たっては、0.7兆円ベースのものと1兆円超ベースのものをそれぞれ整理してお示ししたいと考えております。

また、今後これらの情報を事業者に提示するに当たり、特に0.7兆円ベースの内容につきましては、消費税率の引き上げによりまして、29年度までに確保する予定の0.7兆円程度を前提としたものでございますけれども、さらに財源確保が図られれば、その分充実が図れる性格のものであり、財源確保には最大限努力をするという趣旨。また一方で、平成27・28年度におきましては、消費税率引き上げによる増収額、そのうち子ども・子育て支援の充実に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て、最終的には各年末に決定されますので、27・28年度の単価は各年度の予算編成時に最終的に決定されるものであることを明らかにして、今回お示しする内容がどういう性格、位置づけのものであるかということをご丁寧に説明していきたいと考えております。

そのような前提認識の上で、3ページ以下の具体的な量的拡充と質の改善の案についてご覧いただければと思います。

まず、量の拡充でございますが、ここで冒頭に1点おわびを申し上げなければなりません。この量的拡充につきまして、4,068億円という数字が入っております。これまでお示した資料の中では4,126億円という数字が入ってございました。今回この数字を再度精査して整理いたしましたところ、試算の前提として物価変動の要素は考慮しないというのを置いていたわけでございますが、この試算の中に一部物価変動の要素を反映して計算していた部分がございます。そういったことから、その部分の額が少し減になっているという要素などによりまして、少し数字が減っておりますことをまずおわび申し上げたいと思います。

その上で、次の質の改善の関係でございますが、まず表の見方でございます。

丸印で水色の網かけがかかっているものが、資料に記載のとおり、0.7兆円の範囲で実施する事項として含めてはどうかと整理したものでございます。四角印で肌色の網がかかった部分につきましては、0.7兆円の範囲で実施する事項としては組み込み、ただ、前回の資料でも何億円から何億円という形で少し幅を持ってお示した部分がございますけれども、その最大幅のところまでは0.7兆円の段階では措置が困難であるけれども、0.7兆円段階から一定の範囲で取り組みを考えられないかといったものにつきまして、この四角印のところ、具体的な額としては赤字で書いた額を想定したものでございます。資料の全く印の入っていないところにつきましては、さらに財源が確保されれば実施に取り組んでいきたいというものでございます。

白の項目も含めまして、全体を通じて、量の拡充を含めまして1兆円超程度の案となっておりますが、上から見ていただきますと、まず「3歳児を中心とした職員配置の改善」につきましては、これまでの国会附帯決議を始め、従前より関係者から最優先課題として指摘されております3歳児の職員配置改善、これを0.7兆円段階の案として考えてはどうかということで

ございます。これは幼稚園、保育所、認定こども園を通じての内容でございます。

研修の関係については部分的な取り組み、休日保育の関係も同様でございます。

4 ページでございますけれども、「職員の定着・確保の仕組み」ということで、昨日の党の議論でもそうございましたし、これまでの当子ども・子育て会議の議論でも最重要課題の一つとして指摘をいただきました職員の処遇改善の関係でございます。ここにつきましては、現行の特例事業で 2.85%の改善ということで取り組んでおりますけれども、これをさらに改善、継続ということで、まずは 3%改善を 0.7 兆円段階で取り組めないかということでございます。さらに財源が確保されれば 5%ということで、これも幼稚園、保育所、認定こども園を通じた対応でございます。

続きまして、「保育認定の 2 区分に応じた対応」でございます。

恐縮でございますが、資料 2 の 96 ページをお開きいただければと思います。前回の資料の中では、仮に今の単価を 8 分の 11 にした場合の数字も出ささせていただいたところでございますが、改めて保育標準時間認定における保育利用について確認をさせていただければと思います。

これまでの先生方の御議論の結果といたしまして、主にフルタイムを想定した保育標準時間認定、パートタイム就労を想定した保育短時間認定と 2 区分を設けることで整理いただき、標準時間認定につきましては、通常の勤務時間に加えて、通勤時間あるいは休憩時間等を考慮いたしまして、最大利用可能な保育時間として 11 時間を想定するという整理をさせていただいたわけでございます。ただ、これはあくまで最大利用可能な枠ということで、96 ページの資料の黄色のところでございますように、8 時間を原則的な保育時間とすることについては現行制度と変わるところはないものでございますし、また、11 時間開所を求めているところも現行制度と同様でございます。したがって、これは全ての標準時間認定を受けたお子さんが 11 時間保育を利用することを想定しているわけではございませんで、8 時間保育を原則としながら、通勤時間等々、それぞれの就労実態に応じて必要な範囲でその前後の時間に対応するというところでございます。

イメージ的に言えば、図的には台形のような図になっておりますけれども、朝の早い時間からだんだんお子さんがふえていき、そしてお迎えも、段階的にお迎えが来て徐々にお子さんが減っていくというイメージを想定しておりますので、11 時間フルにべったりということではないと考えております。これは抽象的なことだけではなくて、実態として、95 ページに実態調査のデータをつけさせていただいておりますけれども、7 時以降、徐々にお子さんが増えてきて、いわゆるコアな保育時間についてはほぼ子どもさんがそろって、夕方から夜にかけてだんだん減っていくというような構図でございます。

今回この部分についての改善措置として想定しておりますのは、96 ページで言いますと、赤の斜線が入っている部分についての改善措置を図れないかということで、8 時間と 11 時間の差の 3 時間の部分の非常勤保育士の加配という形で改善できないかということと、従来、延長保育事業の中で見ていた部分、制度設計的にもわかりにくい部分を本体給付の中に整理し直すことを想定したものでございます。

先ほどの資料にお戻りいただきまして、337 億円程度と想定しておりますが、ここについて

は、さらなる改善のお声も強いということで、今後のさらなる改善措置について含みを持たせた書き方とさせていただいているところでございます。

そのすぐ下の保育短時間認定の関係でございます。前は仮置きということで、5%ぐらい保育料を軽減したらどうかという仮の試算をお示しさせていただいたところでございます。今回改めて精査させていただく過程におきまして、前回の会議で、資料2でもお示しさせていただきましたけれども、保育短時間認定のコストについては現行の保育所運営費をベースとする案をお示しさせていただきました。そういたしますと、結局その短時間認定のコストと標準時間認定のコストの差、先ほど見ていただきました3時間の三角印の改善部分、ここがコストの差として反映されると考えられますので、そこに見合った部分を保育料の差と捉えてはどうかということで、その数字が具体的には1.7%となり、26億円程度という数字で整理をさせていただいております。

小規模保育の関係につきましては、これまで御議論いただきまして、整理をいただきました基準、これに見合ったものは基本的には公定価格で対応していく内容であろうということで、基本的に0.7兆円段階の案として置いてございます。

次の地域の子育て支援・療育支援の関係でございますが、地域子育て支援の取り組みの位置づけにつきましては、備考欄にございますように、認定こども園については法律上実施の義務がかかっております。幼稚園、保育所については努力義務となっておりますので、0.7兆円段階の案におきましては、認定こども園については全ての施設でそれが実施できるように主幹教諭あるいは主任保育士の専任化に必要な措置、幼稚園、保育所については実施施設について加算ということで整理をしております。さらに財源確保が図られる場合には、全ての幼稚園、保育所についても専任化が図られるような対応を考えていきたいということでございます。

5ページが一番上、障害児対応の強化ということで、ベースとなる地方財政措置であるとか現行私学助成でやられている財政措置に加えまして、地域の関係機関との連携に必要な経費につきまして、0.7兆円段階で部分的にでも取り組めないかということで整理をしております。

「小学校との接続の改善」についても、一定の事項の取り組みということで置いております。

減価償却費の関係につきましては、基本的に取り組み事項として整理をしております。

この場でも大変御議論のございました事務負担への対応の関係でございますけれども、保育所は市町村との契約という形態が維持されるのに対しまして、私立幼稚園、認定こども園については保護者の方との直接契約で、保育所とは違って保育料の徴収をする事務が生じるという違いを踏まえまして、事務職員等の費用を一定程度見てはどうかということで、0.7兆円段階としては週2日程度の費用を見られないかということでございます。

その他職員の関係につきましては、特にアレルギー対応などで栄養士さんの配置の希望が強いございますので、そのあたりを一定程度取り組むこととしてございます。

6ページでございますけれども、第三者評価等の推進で、受審費用の一部の補助。

「低所得者世帯の負担軽減拡充」につきましては、対象の範囲とか軽減の幅など、その前提の置き方によってかなり所要額が異なっております。そういったことから具体的な所要額としてはお示しできてございませんが、今後の検討ということで、項目としては置かせていただ

いてございます。

次の「保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等」で、ここだけ三角印が立っているわけでございますけれども、今、保育料は、所得に応じた負担ということで段階的な保育料が設定されてございます。ただ、特に3歳以上児の場合には人件費単価はかなり下がってまいりますので、例えば保育料徴収基準を10万円とかに設定しても、実際には1人当たりのコストは10万円もかかっていないので、実際の保育単価は5万とか6万で頭打ちをしている状況になっております。ところが、今回ここで掲げていますようなさまざまな改善に取り組みますと、保育単価そのものが少し上がってまいりますので、今、頭打ちになっている層の保育料が少し増加する、そういったことによって公費負担が軽減される効果が見込まれるものでございます。それがここで書いているような額でございます。

以上が教育・保育、あるいは地域型保育給付等の給付の関係でございます。

続きまして、7ページでございます。ここからが市町村事業でございます地域子ども・子育て支援事業の関係でございます。

2つ目の放課後児童クラブの関係でございますけれども、社会問題となっております「小一の壁」の解消のために一定の改善ということで、部分的ではございますが、0.7兆円段階の取り組み事項で整理しております。また、これは放課後に限らず全てにおいて障害児対応の強化という部分を置いてございますけれども、障害児対応の関係。それから、19人以下の小規模クラブについても、今回おまとめいただいた基準の中で、小規模であっても複数の職員を配置する基準となりましたので、それに見合った対応等につきましては、0.7兆円段階の案として額を見ております。

次の一時預かり事業の関係でございますが、2つ目の幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善という部分でございます。これまで御整理いただきましたように、現在幼稚園で実施をされております預かり保育につきまして、新制度のもとでは一時預かり事業の一類型として実施するというので、小規模園における体制の確保あるいは利用者負担の軽減につきまして、0.7兆円段階の案において所要額を盛り込んでいるものでございます。

病児保育につきましては、現状の稼働率あるいはキャンセル率といった運営実態を踏まえて、安定した運営ができるような補助単価の改善を盛り込んだものでございます。

次に8ページでございますが、2つ目の「利用者支援事業」からの3つの事業が、子ども・子育て支援法に基づいて新たに法律上位置づけられて創設された事業でございます。その1つ目の「利用者支援事業」でございますが、これは既に26年度予算案におきましても先行的に実施していこうということで一定の予算も計上しているものでございますけれども、これを身近な地域で、なるべく身近なところで利用できるように計画的に増やしていくということで、一定の部分を0.7兆円の案として整理してございます。

次の「実費徴収に伴う補足給付事業」でございますけれども、これは、例えば園バスなどの通園費でございますとか給食費などの実費徴収負担につきまして、本体保育料については所得に応じた応能負担で今後設計していくわけでございますけれども、この実費徴収につきましては、その負担の状況によっては低所得の世帯の利用が妨げられることのないように、実費徴収

についての負担軽減を図るといった趣旨のものでございます。ここについても一定の範囲で取り組むということで置いてございます。

それから、「多様な主体の参入促進事業」の関係等でございます。

最後に9ページでございますけれども、社会的養護の関係でございますが、一番上の児童養護施設等の職員配置基準の改善、これについては急務でございますので、0.7兆円段階の案ということで掲げさせていただいております。

また、全体的に社会的養護の世界におきましては、小規模ケア化あるいは里親委託の推進が大きな政策の方向でございますので、そういった政策を推進するための内容でございます3つ目の里親支援担当職員の配置でございますとか、2つほど飛びまして、小規模グループケアか里親かといったようなことの推進について、0.7兆円段階の案で一定の盛り込みをしております。

そのすぐ下でございますけれども、先ほど給付の世界の中で幼稚園教諭あるいは保育士さんの処遇改善3%ということでお示ししましたけれども、養護施設におきましても保育士さん等がいらっしゃいますので、その並びとして同様な処遇改善ということで置いているものでございます。

以上、合計といたしましては、量的拡充が4,068億円、質の改善につきましては、0.7兆円の範囲で実施する事項といたしましては3,003億円程度、全体としては0.6兆円超程度ということで、合計いたしますと、0.7兆円の範囲のものとしては7,071億円程度、全体としては1兆円超程度ということで案として整理したものをお示しさせていただいた次第でございます。

なお、13ページ以下にこれまでいただいた主な御意見を、これまでと同様、整理させていただいておりますので、必要に応じて御参照いただければと思います。

○橋本保育課長 それでは続きまして、資料2についての御説明をさせていただきます。これは従来から議論を積み上げていただいております公定価格をめぐるさまざまな論点について、皆様方からいただきました御意見を追加記載させていただきますとともに、新たに少し書き加えさせていただいたものを御説明させていただきます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、定員区分の考え方についての説明の中で、地域型で保育事業にかかわるものでございます。31ページの赤い字で書いてあるところがございますが、小規模保育事業のA型、B型、C型と3つのタイプがございます。この中でC型のものにつきましては、従来から実施しておりましたグループ型小規模保育事業の家庭的保育でグループが3つ集まったような形で構成されているものということでやってまいりましたので、15人までとなっております。ただ、認可基準の考え方の取りまとめをしていただいた中で、A型、B型の場合には最大19人でございますけれども、C型の場合には家庭的保育に淵源を発するといったことも考慮しまして、規模の小さいものに限定することを含め、さらに検討するという整理になっておりました。

今回改めて記載しているわけでございますが、A型、B型が創設されることに伴い、C型は小規模保育事業の中でもより小規模で家庭的な雰囲気における保育を重視した形態であること。それから、先行事業であるグループ型小規模保育事業の中で実態を調べてみましたところ、平

均定員が 9.5 人、入所児童数で見ると 8.3 人、全体としまして 10 人以下の施設が約 91%という状況でございましたので、最大で 10 人以下を基本としてはどうかと考えております。ただ、10 人を超える施設も現に存在いたしますので、それに配慮いたしまして、第 1 期の市町村計画の終期である平成 31 年度末までは 15 人以下とする経過措置を設けてはどうかと考えております。定員区分 15 人を念頭に置きますと、6 人から 10 人、11 人から 15 人の 2 区分でどうかということでございます。

続きまして、33 ページでございますが、こちらは定員区分の考え方の中の認定こども園にかかわる部分でございます。

認定こども園の場合には、基本的には教育標準時間認定を受ける子、保育認定を受ける子、両方入ることが想定されますので、認定こども園の定員区分につきましては、教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定することを基本として必要な調整をするという形で上の黒い字のところに書いてございますが、その調整の仕方の例といたしまして、赤い字で書き加えております。認定こども園の場合には、それぞれの公定価格の対象経費の中で重複することとなる職員あるいは管理費等の費目等の相当額をそれぞれ半分ずつにするなどにより調整することによってどうかという考え方でございます。

続きまして、46 ページに飛んでいただきたいと思います。

こちらは、人件費にかかわるものの中で処遇改善に関するものでございます。これまで現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費の仕組みなども参考といたしまして、職員の勤続年数や経験年数に応じて加算額がアップしていく仕組みを検討してはどうかということで提示しておりました。その際の経験年数の通算の対象でございますけれども、現在の民間施設給与等改善費の場合には、児童福祉施設や老人福祉施設等の社会福祉施設、あるいは認定こども園、病院等での看護師等の勤続年数を通算対象としているわけでございますが、新制度のもとでの公定価格におきましては、まず幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業、あるいは保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設、こういったところにおける勤続年数も通算対象に加えてはどうかということで、より幅広い範囲で通算できるようにしてはどうかと考えてございます。

続きまして、62 ページに飛んでいただければと思います。

62 ページは、管理費の中でも減価償却費や賃借料に対応する経費の部分の記述でございます。この中で施設整備費の補助対象外の場合等におきまして、給付の一定の上乗せを検討することにしておるわけでございますが、その際の考え方といたしまして、赤字で「なお」と書き加えてございますが、施設整備費補助金の場合には、地域別に補助基準額が異なっております。これを受けまして、減価償却費や賃借料の一部を給付費の加算として設定するに当たりまして、現在の施設整備補助の地域区分などを踏まえて、少し地域によるメリハリをつけた形で設定してはどうかと考えてございます。

続きまして、68 ページでございます。

ここは加算項目についての整理の考え方を記載した部分でございますが、休日保育、夜間保育につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

次の69ページの運営費の中における地域に応じた加算項目などにつきましては、前回考え方をお示しいたしました。

前に戻っていただきまして、68ページにある「その他」でございますけれども、その他の加算ということで、主任保育士専任加算、入所児童処遇特別加算費、保育所事務職員雇上費、施設機能強化推進費、こういった項目につきましては、現行の取り扱いを基本として調整してはどうかと考えてございます。

「なお」ということで、単身赴任手当加算が保育所運営費の中にございますが、これについては実績がほとんどございませぬので、これは設定しない方向でどうかと考えてございます。

続きまして、71ページでございますが、加算に対しまして調整ということで、一定の要件を満たしていないようなケースにつきまして減額調整を行うという項目の内容でございます。これにつきまして、どういうケースでそういった調整を行うのかという対象を整理したものでございます。

一つは、最初の丸にございますが、教育標準時間認定の公定価格の設定に当たって、幼稚園教諭の配置基準を設けることとした場合に、現在はこの配置基準の設定がございませぬので、配置基準に達していない施設に配慮いたしまして、必要な経過措置等を設けながら調整を行うこととしてはどうかということでございます。

保育認定の公定価格の設定に当たりまして、基本的には土曜日も開所の対象として見込んでおるわけでございますけれども、常態的に土曜日は閉所しますという場合には、その公定価格上、調整することでどうかということでございます。

それから、認可基準の中で義務づけがされている事項の中で、一定の経過措置などによりまして、その基準に達していない場合が想定されます。例えば幼保連携型認定こども園におけます本来義務的に行うこととなっている子育て支援活動がしかるべき形で行われていないケース、あるいは家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業において食事の提供をすることになっておりますけれども、経過措置の適用ということでそれを現に提供していないケース、あるいは地域型保育事業の中で連携施設を設けることになっておりますが、経過措置の適用ということでその連携施設が存在しないケース、こういったものは費用を調整する形でどうかということでございます。

4つ目、保育所の分園というものが現在の制度上もございませぬけれども、これにつきまして、現在は本園と分園の定員を分けて設定した上で、本園と分園にまたがる経費の部分の調整をする形でやっておりますが、新制度のもとにおきましても、これと同様な調整の仕方をしてはどうかと考えてございます。その際の費用につきましては、保育所分園推進事業という事業が別途ございませぬけれども、この補助の水準も踏まえて調整してはどうかと考えてございます。

なお、米印で定員が恒常的に超過している場合の取り扱いも記載してございますが、これはこのページの一番上に黒い字で書いてあるところ、前回2つの方法を例示いたしましたけれども、こういった部分の対応方針を踏まえてさらに整理をする必要があると考えてございます。

続きまして、81ページでございますが、こちらは地域型保育事業についての論点の一つでございまして、保育士の配置比率の向上に伴い段階的に評価しているということで、より保育士

の比率の高いほうに誘導していく考え方を示すものでございます。その中で、81 ページの下の丸でございますけれども、家庭的保育あるいは居宅訪問型保育につきまして、保育士が行う場合に公定価格上の加算により評価してはどうかということでお示したわけでございますが、この保育士につきましては、赤い字で書きましたように「看護師（保健師、助産師を含む）」という形で取り扱ってはどうかと考えてございます。

続きまして、84 ページでございます。

これは、事業所内保育施設における従業員枠と地域枠の取り扱いの関係でございます。前回お示した中で、83 ページの事業所内保育事業を行っている施設における料金設定等につきましてご覧いただきました。多くの施設におきまして、地域の子どもを受け入れている場合に、従業員の子どもについては低い保育料に設定している、4割ぐらいの軽減率になっているといった実態がこちらにございます。こういった状況を受けまして、整理の考え方でございますが、84 ページにございますように、従業員枠については、福利厚生・人材確保という性格を一定程度有しております。したがって、従業員の利用に当たりまして、今、申し上げたように、9割近くの施設におきまして、平均で4割ぐらいの幅を持って軽減しているのが実態でございます。

この基本的な考え方の整理でございますが、こういった事業所内保育施設の性格を踏まえて設定していくことを考えますと、従業員枠に係る利用者負担の軽減につきましては、福利厚生・人材確保としての性格が強いと考えられますので、この部分については、国が定める基準である公費の対象には含めないこととはどうかということでございます。

その際、今の保育所運営費の中での平均的な水準として考えますと、公費が6割、利用者負担が4割という形で費用分担いたしております。したがって、これに照らして換算いたしますと、全体の費用の約4割を占めている利用者負担の部分につきまして、約4割の軽減をしているということでございますので、40%の40%の掛け算で16%となってまいります。すなわち、この部分につきましては、全体の費用の中で福利厚生・人材確保に係るものということで整理をしまして、その部分は事業主が負担していただく設定でどうかということでございます。すなわち、地域枠の子どもということで考えれば、全体の6対4というところで公費負担をしていくことになるわけでございますが、従業員枠の子どもについては60%から16%を差し引いた44%が公費負担になる考え方で整理してはどうかということでございます。

その上で、従業員枠に係る利用者負担につきましては、市町村のほうで地域型保育給付の実施者として上限を定めていただくわけでございますけれども、その範囲の中で各企業の判断のもと、事業主が保育料を設定する考え方でどうかと考えてございます。

今、申し上げたような考え方で、実際にどのようにそれぞれの方が負担するのかを数字でわかりやすくしたものが、その次の85 ページでございます。

全体としまして、今の制度のもとにおきましては、一部雇用保険事業による助成金等の支援がございまして、その部分はちょっとおいておきまして、左下にございますが、今、地域の子どもも受け入れている事業所内保育施設を想定いたしますと、従業員枠で入っている子どもについては、利用者負担が地域の子どもの場合は40に対しまして、差し引かれて24となってい

て、企業が 76 を負担している。地域の子どもの場合には、利用者が 40 を負担し、企業が 60 を負担しているのが今の状況でございます。

これに対しまして、先ほど申し上げたような考え方で整理いたしますと、地域枠で入る子どもにつきましては、利用者負担を 4 割、残る部分を今は企業が負担しておりますが、ここを公費で負担するという形で、公費が 6 割、利用者が 4 割となつてまいります。従業員枠につきましては、先ほどご覧いただきました 16% の部分を公費負担から差し引きまして、公費負担が 44% となつてまいります。残る保育料の部分につきましては、市町村で定めていただく範囲の中で各企業の判断で軽減することも考えられます。このケースでいきますと、従来と同じように従業員の負担が 24 程度になるように事業主のほうで軽減をした場合、この軽減した 16 の部分は企業の負担になつてまいりますので、16 と 16 を足しました 32 が企業の負担、従業員の負担が 24 になるということございまして、こういった考え方で従業員枠で入る子どもと地域枠で入る子どもの費用負担の整理をしてはどうかという提案でございます。

利用者負担の関係の資料のほうに飛びまして、108 ページでございます。

108 ページは実費徴収の関係の部分でございますけれども、前回お示ししました資料の中では、給食費と通園費につきましては実費負担の項目として入れておりましたが、今回、108 ページの下に「ウ その他」を書き出しております。現状を見てみますと、遠足等の園外活動費ですとか学用品費・教材費、被服費、学級会や保護者会などの会費、課外活動費、こういったものが実費徴収という形で実施されているものでございまして、これらについてはこれまでと同様の整理で考えてはどうかというものでございます。

これに対します補足給付につきましては、先ほどの質の改善の資料の中に 1 つ出てございましたが、それを踏まえて考えてはどうかということで 109 ページに 1 行書き足していただいております。

116 ページでございますけれども、「6 その他」ということで、今の保育所運営費の中で第 2 区分、第 3 区分の母子世帯あるいは在宅障害児のいる世帯、その他特に困窮していると認められる世帯につきましては、第 2 区分につきましては無料に、第 3 区分につきましては 1,000 円の減額という形で低所得者への配慮をいたしております。こういった取り扱いにつきましては、「対応方針案」にございますように、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれにつきましても同様の配慮をしてはどうかと考えてございます。

最後に、「年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱い」でございますが、平成 22 年に年少扶養控除を廃止した際、これの影響を与えないようにということで、各市町村におきまして旧税額を計算し直していただく取り扱いを今いたしております。これにつきましては、市町村の事務負担も大きいこと、あるいは一定の期間が経過していきまして、だんだん制度も変わってくることを考えますと、なかなかこれが追い切れなくなってくることも想定されますので、旧税額を再計算する方法でなく、改正前後で極力中立的なものになるように所得階層の区分に用いる税額を変更することとしてはどうかということで対応方針案をお示しさせていただいております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問のある委員の方、順次御発言をいただきたいと思います。恐らく大部分の方に御発言いただけると思いますので、溜川委員からよろしいでしょうか。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

幾つかございます。

まず、資料1の件でございますが、量的拡充と質の改善ということです。不勉強だったら申しわけないのですが、この質の改善の改善という言葉がずっと使っているのには、何かそういう文言が引かれてくるものがあるのでしょうか。改善というのは、あまりよくないものからよくしていこうということで、プラスアルファの考え方なのですが、我々の仲間からも、質の向上という言葉を使えないだろうかというような意見が出ておりますので、その点を前置きで申し上げさせていただきます。

なお、5ページで示された事務負担について、全額的なことではなくても、資料によれば、□印で、直接契約施設の認定こども園の事務負担について御配慮いただいた件については大変ありがたいことだと思っております。もちろんこれで足りるわけではありませんが、わがままばかりは言ってられませんので、事務負担への対応について認識いただいたということで、大変ありがたいと感じております。

次に、資料2の46ページでございます。

処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価ということで、このたび幼稚園、保育所、認定こども園等の勤続年数を通算の対象に加えていただけるという検討の視点、方針が示されました。基本的に賛成でございます。ただ、このときに思うのですが、いわゆる経験年数に組み入れるということで幼稚園とか認定こども園を含めていただいたのは大変ありがたいのですが、経験年数の換算率の問題がございます。以前も、御質問させていただきましたが、認定こども園で勤務する幼稚園教諭が次に保育所に勤務した場合、現行の保育所の運営費においては換算率が100分の100ではなくて100分の80で換算されております。これと同じようなことが、いわゆる資格の違いによって生じるのかどうかということでございます。

つまり、私どもが考えているのは、認定こども園で仕事をしていた職員で、保育士資格を持っていないが幼稚園教諭免許状のみ持っている職員を、0.8と換算しなせ2割をカットするかというところが解せないわけでございます。それがもし仮に幼稚園教諭は3歳児から5歳児だけを対象とし、3歳未満児を対象としていない資格であるからというお考えであるならば、老人福祉施設等に通っていた保育士は、3歳未満児どころではなくて幼児の経験もないのに換算率も100%。つまり保育士という資格にその100%はついているのだろうかというところに疑問を持っているわけでございます。

今回、幼保連携型認定こども園の経験を換算する場合、換算率についても、認定こども園で職務をしていた幼稚園の先生、幼稚園教諭しか持っていないとしても、その先生は0.8ではなくて10割でお考えいただけないものだろうかということでございます。

最後に、定員区分に関してですが、たしか前回の会議でこんな質問がありました。1号認定

者がいないものでも幼保連携型認定こども園になれますねというような御質問だったと思うのですが、それに対して、そのとおりでございますといったような肯定する回答があったやに記憶しております。記憶違いだったら申し訳ないのですが、ここにちょっと疑問を呈したいと存じます。それは何かといいますと、幼保連携型認定こども園は、あくまで幼保の両機能を有し、これまでもやってきました。そしてまた、新しい幼保連携型認定こども園は、まさにこれまでの幼保連携認定こども園よりも上回った高機能な、あるいは質の高い教育、保育を求められるというものが前提となっております。先ほどの御説明の中にも、認定こども園は教育標準時間認定の子どもと保育時間認定の子どもがいるのだという御説明がありましたが、もし1号枠のない幼保連携型認定こども園を認めることになれば、その大前提が崩れると私は考えます。つまり、幼保連携型認定こども園を呈したいならば、1号枠認定の子どもの定員枠を設けるべきだと思います。

なぜならば、大事な理由があります。仮に1号枠の定員を幼保連携型認定こども園でありながら設けなければ、例えば2号認定の両親のうちどちらかが就労から離れた場合、1号枠がない施設において、この子は両親の就労等の条件によって左右されないということを満たすことができなくなるわけであります。これは特例給付という方法があるという御指摘があるかもしれませんが、特例というのはあくまで例外的、一時的、暫定的な措置であると理解しております。本来、これから続くであろうというものにずっと特例給付を続けていくのは想定されていないのではないかと思います。

いずれにしても、幼保連携型認定こども園を呈したいならば、やはり1号認定を定員枠として設けないものを認めるのは、どう考えても変ではないのかなという疑問がございます。そうであるならば、2号定員枠のない幼保連携型認定こども園も登場しかねないからであります。

ただ、ここで気をつけなければいけないのは、保育所待機児童が多い地域においてどうなのかと。90人定員ぐらいの保育所が幼保連携型認定こども園になりたいといった場合、待機児童がいるのに1号枠を設けなければならないというのは、現在の待機児童解消に逆行することありますから、現実的ではないと思います。その場合には、申し訳ないけれども、1号枠の子どもが受け入れられる施設をつくるなり整備するなりするべきだと思います。そうでなければ、保育所型認定こども園というのは、4類型のうちの保育所型認定こども園が残るわけですから、その認定こども園として教育機能を中において持たせていくようにすれば解決できるのではないかと考えるのですが、この点いかがなものでしょうか。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、月本委員、お願いいたします。

○月本委員 全日本私立幼稚園 PTA 連合会の月本です。

資料1の6ページのところに、低所得者世帯の負担軽減については、対象者の範囲などは今後の検討となっておりますが、消費税が増税される中で、低所得者を中心として教育・保育の経済的負担の軽減を図ることは非常に大切なことだと思っています。全ての子どもたちへの質

の高い教育・保育の確保にもつながると思いますので、引き続き予算獲得に向けて負担軽減の拡充の実現に御尽力いただきたいと願っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは次、北條委員、お願いいたします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会、北條でございます。

ここでの議論が大分進んでくるにつれて、まだ不十分ではありますが、いろいろなところが少しずつ具体的になってきているわけではありますが、それに伴って、全国の私立幼稚園関係者には加速度的に不安感が広がっているということを最初にお伝えしておきたいと思っております。

毎回のことで申しわけございませんが、資料2の2ページ、5回目の指摘でございますが、この委託費は、施設型給付と基本構造が同様だというのは誰がどう説明しても成り立たない説明であります。これについては私ども全日本私立幼稚園連合会としては断じて容認することはできないということを申し添えたいと存じます。

子ども・子育て支援法第1条は、その目的を記しております。新制度の目的もそれと一致するものだと思います。その第1条には、「子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっております。全く何の異論もございません。大賛成であります。ちなみに第2条、理念のところでは、全ての子どもを対象にするとうたっております。まさに大賛成であります。

しかしながら、再三指摘しているところでございますが、いわゆる4号子どもというのは存在しませんけれども、満3歳未満の家庭で保育を行っているお子さんに対する支援が大変乏しい、貧しい。3号認定のお子さんに比べて、これでいいのかというようなものであります。これは家庭で子育てをしていただいているいわゆる専業主婦、フルタイムで子育てをしている方に対する冒涇だと考えます。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現を一貫してうたっておきながら、今日に至っても、唯一、安部総理が3年間の育児休業ということをやったことは大変ありがたい、うれしいことでありますけれども、何も前進を見ていないということでもあります。

そこで、前回お願いしたことでもありますけれども、家庭で子育てをする3歳未満のお子さんに対する支援強化とワーク・ライフ・バランスの実現は、この会議で議論することになっているのですから、いつやるのかということをお示しいただきたいと思っております。

このたびの新制度は、幼稚園、保育所、認定こども園がそれぞれの長所、特長を生かして国民の多様なニーズに応えていくところに眼目があるのだと考えます。政策的に新しい幼保連携型認定こども園へと誘導するものではないということは既に確認されていることだと思っております。

私ども私立幼稚園の者として、今、全国で非常に不安が増していると申しましたが、その根源は、私どもは国、また都道府県との関係は大変密でありますけれども、市町村との関係は従

来ほとんどないわけです。市町村においても、私立幼稚園を所管する窓口というのはほとんどのところではないのです。そうしますと、市町村の方々は、悪気はないのですけれども、私立幼稚園教育が御自分の所管する事業であるという認識が大変薄うございます。このことはぜひとも御理解をいただきたいと思えます。

例えばニーズ調査が行われたわけでありませけれども、子どもが利用することができる施設としていろいろ具体に挙げるわけですが、その中で私立幼稚園は子どもが利用する施設として除外されているというようなとんでもないニーズ調査が行われている実例がございます。また、子ども・子育て会議の委員構成員に私立幼稚園関係者をぜひ入れていただきたいと再三申し上げても、私立幼稚園の代表者を委員として選任して下さらない自治体が実際に存在いたします。このような報告が今、私どものところには続々と上がってきております。もっとひどいのは、私学助成は今後減額されるのだから、必ず施設型給付を受けるようにしなさいという衆議院、参議院の附帯決議と反するとんでもない指導が行われている事例もございます。ぜひ国においてもこの点を十分御配慮いただいて、市町村への通知等での指導の徹底をよろしく願いたいと存じます。

前回も伺ったところでございますが、公立施設全てが新しい幼保連携型認定こども園に移行するということを表明されている複数の市町村が存在いたします。こういうところは、前回も指摘させていただきましたが、改正が予定されております認定こども園法第16条の規定によりまして、公立施設は届け出のみによって新しい幼保連携型認定こども園に移行することになります。これらの公立施設が新しい幼保連携型認定こども園の基準をしっかりと満たしているのかどうかということは、一体国民あるいは市民は何をもって知ることができるのでしょうか。全くこれは不透明なことになってしまいます。

我が国の歴史では、国は間違いを起こさない、あるいは行政は間違っことはしないと、私たちがほとんどの場合はそう思うわけでありませけれども、残念ながら、過去の例を見ても、学校教育、幼稚園の設置基準等について、公立施設がきちんとそれを満たしていない事例は掃いて捨てるほどあるわけです。そういう施設がそのまま特例の状況、公表することになるようでありませけれども、公表する機会もないままに移行されてしまうようなことがあってはならないと思えます。認可、認定基準の達成状況をどうやって確認するのか、その仕組みをぜひ定めていただきたいと思えます。

また、公立幼稚園は全て幼保連携型とは限らない施設型給付へ移行するのだということを承っております。先ほど岡田副大臣のお言葉の中で、同じ地域であれば公定価格上は全ての施設が、幼稚園ということであれば公立であろうが私立であろうが同じ公定価格だよということを言っていただきました。本当にありがたいことで、心から感謝をいたします。ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

さらにつけ加えさせていただければ、最終的には利用者負担額が公私共通、同額とならなければ何の意味もないわけですので、その点についてもよろしく御配慮をいただきたいと存じます。

資料1の6ページ、先ほど月本委員からもございましたけれども、低所得世帯に対する負担

軽減のことが現時点では明確になっておりません。しかし、これは長年、幼稚園も保育園も経済的負担が保護者にとって最大の悩みの種でございます。実は、大変失礼な言い方かもしれませんが、幼保一体化を望む声よりもはるかに経済的支援を望む声のほうが高いわけでありまして、そこへの配慮を、このたびの新制度ではまだ具体的には決まらないということではなくて、ここは至急詰めていっていただいて、負担軽減を図っていただきたいと存じます。

資料1の7ページ、あるいは資料2の107ページの給食費の問題、これは実費徴収が当然だと思います。その上で、前回も指摘させていただきましたけれども、給食というのは学校給食も含めてコストが非常に高くなるわけです。コストというのは、人件費とか施設の整備とかも含んでいるわけですね。その全てを保護者に負担してくださいというのは無理です。それは無理でありますけれども、コストをきちんと公表した上で、ここまでは保護者が負担してくださいという示し方がなされるべきだと思います。コストの実態が不明なまま、食材費を徴収するのだ、それが実費徴収だということで200円程度を徴収するというのではおかしいのではないのでしょうか。

それから、一時預かり事業として私立幼稚園の従来の子育て支援が位置づけられることになっておるようでございます。資料2の107ページにございます。私どもの願いは、私立幼稚園で行われている預かり保育というのは、まさに児童福祉法がこのたび定める保育そのものなわけですから、保育認定をしっかりといただいて、市町村の一時預かり事業ではなくて施設型給付の対象とするのが当たり前だと思います。

なぜこういうことを再三申すかということ、市町村の事業として、これは100%市町村がやってくれる保障は全くないわけでございます。現在、就園奨励費補助事業が行われております。しかし、全国の一定の市町村においては、この就園奨励費補助事業は行われていない実態がございます。したがって、本日配付の資料の中にも、第2子、第3子の経済的な負担の軽減ということで就園奨励費の充実が示されております。これは大変ありがたいことで感謝にたえませんけれども、しかし、これをやってくださらない市町村が現実には一定に存在するわけです。そういう中で一時預かり事業に位置づけると言われても、本当にやってくれると私どもは思えないわけです。したがって、私立幼稚園の預かり保育というのは、就労している方も含めて、私立幼稚園が子育ての支援に長年取り組んできた分野でございます。この分野がぜひ今後もしっかり充実したものとして実現できるような御配慮をくれぐれもお願いしたいと思います。

資料2の95ページ、96ページのあたりでありますけれども、標準保育時間とか短時間保育がございます。前に8時間を超える保育に対して公費を支出するOECD諸国の例があるのかということ伺いましたけれども、今日まで御返事がいただけておりません。このたびは8時間ではなくて11時間まで保障することになってしまったわけでありまして、11時間の保育を保障するようなOECD諸国の例がどのくらいあるのか、お示しをいただきたいと思っております。私どもが聞いている範囲では、よく北欧が例に挙げられます。フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマークというようなところでありますけれども、こういうところでは平均的に保育時間は6時間だという報告を受けております。余りに乖離が大きい。こういうことでいいのでしょうかということでございます。

量の改善、質の改善。先ほど質の向上という溜川委員からの発言があり、質の向上のほうが私もいいと思いますが、質の向上こそ、今、私ども私立幼稚園が期待しているところでございます。教育の視点、あるいは保育の視点から質を向上することが今こそやっていただきたいこととあります。戦後 60 年を超える歳月が流れていて、昔々の基準のままでいろいろなものが置かれているわけでありまして。この機会にぜひとも改善を具体的に行っていただきたいと思っております。

例えば教員は既に免許状更新講習というのが義務づけられております。その際、私は、中央教育審議会の方において文部科学省の方をお願いいたしました。厚生労働省に申し入れて、保育士資格の更新講習も検討してもらおうようお願いしたいということをお願いしました。その折、文科省の方は、厚労省と相談させていただくとお答えいただきましたが、それっきりになっております。幼稚園教員あるいは小学校、中学校、高等学校の教員が免許状更新講習を 10 年ごとに受けるわけでありまして。これも紆余曲折があつて最終的に実現し、現在、実際に受けた教員からは、受けてよかったという評価がもらえているわけでございます。保育士にそういう機会を与えないのはおかしいと私は思います。ぜひ保育士にも資格の更新講習を実施するよう、質の改善という点からそれを御検討いただきたいと思っております。

次に、資料 2 の 47 ページあたりに処遇の問題が出てまいります。今まで恥ずかしいので申し上げませんでした。幼稚園の教員、あるいは幼稚園の園長の給与のほうが、私立の場合、保育所の方よりも大分低いことになっております。処遇の改善をやっていただきたいのは、保育所の処遇改善もやっていただきたいですが、今、幼稚園のほうがさらに劣悪な状況に置かれてしまっているわけですので、そのことをお忘れなく。一般国民の感覚として、幼稚園の園長が保育所の園長先生より給料が低いと思っている人はいないですね。しかし、現実にはそういうことになっております。得意気に言うようなことではございませんが、どうか御配慮をいただきたいと思っております。

公定価格のことについて 1 点お伺いしたいと思っております。

公務員の地域調整手当が 0% から 18% だということをご参考にするということとありますと、同じ規模、同じ種類の施設であるならば、例えば基本を 100 とした場合、100 から 118 の範囲で公定価格は定められるのかということをお伺いしたいと思っております。

最後でありますけれども、保育単価、前回は伺いましたが、これはここに御出席の大部分の方は何のことだかわからないわけです。今日も盛んに保育単価がどうのこうのと、コストと同じらしいけれども、コストと本当に同じというわけでもなさそう。普通の人間にわかるように御説明いただくのは、この保育単価というのは不可能なのではないでしょうか。できれば一般人にわかるような御説明をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員、お願いいたします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下でございます。ありがとうございます。

まず、量的拡充と質の改善についてでございますけれども、0.7 兆円の範囲内の項目の中に

私ども幼稚園関係者が要望しておりました最低限の項目が入っていることにまず感謝をいたします。しかし、質の改善を図るには1兆円超の財源が必要であるところに書かれております。平成27年度、28年度の単価は予算編成過程で決定されるとのことですので、各年度の予算編成で必ずこれらが確保できるように御尽力を願いたいと思います。

次に、7ページの一時預かり事業についてでございますけれども、今まで幼稚園で行ってきた預かり保育が新制度の一時預かり事業幼稚園型に円滑に移行できるよう、量的拡大と単価改善を確保することが必要であると考えます。また、市町村において確実に幼稚園事業が委託できるような仕組みを検討すべきだと考えております。そして、幼稚園に通い、施設型給付を受けつつ幼稚園の預かり保育を受ける共働き家庭の子どもの給付と事業費の額について、2号認定子どもの施設型給付額に相当する水準を確保してほしいと思います。

18ページ、事務負担への対応ですが、保育所と異なって直接契約施設であります幼稚園、認定こども園においては、所得段階に応じた利用料徴収あるいは給付費の毎月の請求等、非常に煩雑な業務が新たに発生してきます。現場の幼稚園の教員が保育あるいは教育に専念でき、質の維持を図るためにも、これらをこなします事務職員を配置できる事務費の負担をすべきだと考えます。

その他としまして、私立幼稚園と市町村との関係と国の支援体制でございます。

先ほど北條先生からもお話がございましたように、私たち私立幼稚園にとって新制度移行への大きな課題は、市町村との関係をどのように構築していくかであると考えています。しかし、各市町村から、幼児教育の重要性あるいは私立幼稚園の存在についての認識が不十分な市町村があり、認定こども園への移行を希望する園に対して、それはできませんよとか、また逆に、移行の決定を急がせる場合があると聞いております。現場では移行に非常に大きな不安を持っており、それらの不安を解消するためには、それぞれの園がじっくりと考える時間と説明が必要です。ぜひ市町村がそれらを理解し、各園に対してきめ細やかな対応をすべきであることを、国から通知等を徹底してほしいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員、お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

私のほうからは3点ございます。

まず1点目ですが、これは前回も申し上げましたが、今、現場では職員が大変不足しております。待機児童の解消といった大きな命題を解決するためにも、職員の処遇の改善というのは何よりも優先する課題ではないかと思っております。その中で、前回上限が5%ということに対して今回3%と示されました。確かに7,000億円という予算の中であればこれは仕方ないことだと思っているのですが、待機児童の解消を前提に考えるのであれば、今の喫緊の課題である職員確保のための処遇改善は、昨年2月、政府のほうで臨時予算をつけて改善していただきましたが、これと同じように7,000億円にプラスして、これだけは何とか予算をつけていただきたいなと思います。これが1点目でございます。

2点目でございますが、これも前回申し上げました研修の充実に関してのお話でございます。研修の充実の中身ですが、研修機会を確保するための代替職員の配置のみに補助をつけるような内容になっておりますが、恐らくこれは、例えば自治体が行うような無料の研修に職員を出した場合、そのときの代替職員の給料のみを対象とした補助のように見受けられます。しかし、現場での研修というのは、こういった事業時間内に行った研修だけではありません。例えば施設ごとに全員で行うような、もしくはクラスごとに行うような研修も重要なものがございます。代替職員を配置する予算だけであれば、クラスごとで業務時間外、休日などに行うような研修は一切補助金がつかなくなってしまうます。また、昨今はイレギュラーでいろいろな問題が起こってきます。例えば一昨年はアレルギーの問題で子どもが亡くなった事件もございました。そういったときに緊急に研修を行いたいと思っても、この前提が、自治体が行っているような無料のものに代替職員を配置したときだけのものしか認めないといった使い勝手の悪い制度であれば、なかなか研修も充実していくことができません。我々は、職員が時間外に研修を受けてくれば、時間外手当を支給したり、講師代を施設として負担したりしております。そういったものまで認めていただけるような使い勝手のいい制度にすべきだと思っております。これが2点目でございます。

3点目は資料2、46ページの経験年数の対象です。

職員のキャリアアップのための経験年数の対象として認可外施設も算入していいという内容が盛り込まれました。これに関しては感謝いたします。しかし、ここにありますのは、あくまでも保育所や小規模保育事業等に移行した認可外施設となっております。そうすると、例えば転職してきた職員の以前の職場が認可外施設であって、場合によってはその施設がたまたま潰れたとか認可施設に移行しなかったということであれば、当該職員に関しては不利な扱いを受ける可能性があります。職員自身の自分の選択ではなくて、たまたま所属していたところが認可にならなかつただけで不利な扱いを受けるのはやはりおかしいことだと思いますので、所属施設が移行しようがしまいが経験年数に変わりはありませんので、算入すべきだと思います。

ただし、問題としては、在職期間が推定できるような施設でないといけないと思いますので、少なくとも公的に在職期間が確定できるような施設で勤務していた職員に関しては算入の対象にしていきたい。

以上、3点です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 まず、政府に対してですが、今回7,000億円という数字建てで、それで今後プラスアルファという中で財源確保に向けて努力していただきたいことと、今後、消費税10%に引き上げるかどうかの判断もあると思いますが、特に資料1、6ページの「低所得者世帯の負担軽減拡充」については重要なポイントだと思いますので、もちろん引き上げるに伴い、この点もしっかりと拡充していただきたいと思っております。

質問が3点ほどありまして、まずは4ページについてです。

職員の給与改善について、今回3%という形で示されております。これについては平成26

年度予算の保育士等処遇改善臨時特例事業で 2.85%相当が引き上げられています。これは 2.85%をなくした上での 3%という数字なのか、もしくはこのプラスアルファなのかを確認したいと思います。

もう一点は 7 ページです。

放課後児童クラブの件ですけれども、閉所時間の対応として、今回一部予算をつぎ込む形で示されましたが、長期休暇の際の対応として 9 時開所という場合も今は結構多くて、例えば親が 8 時に出ないといけないのに子どもが 1 時間家で留守番しているようなケースも多く聞きます。こういったケースに対応して、きちんと 8 時開所にしていく予算も必要だと思いますが、これについてはここに含まれるのかどうかを伺いたいと思います。

もう一点は、全体のワーク・ライフ・バランスに関する質問ですが、これの実現に向けて、北條委員からもお話があったように、それを議論することも大事だと思いますし、現在、来年度予算に向けて、例えば厚労省の労働政策審議会の場において検討される労働法制等の項目があれば、ぜひ教えていただきたい。それが実際に動くかどうかで、恐らくワーク・ライフ・バランスが本当に実現可能かどうかというのが見えてくるとと思いますので、その動向をお聞きしたいなと思います。

最後にもう一点です。これは意見ということで、家庭で保育する世帯も多く存在して、専業主婦の世帯ですね。もちろんそれをしっかりと認めていくことも大事だと思いますし、現在、政府において配偶者控除の見直しを検討するという報道も一部されておりますが、利用者支援事業などに対して、例えば配偶者控除を見直した場合に、そこの予算がきちんと利用者支援事業のほうに振り分けられるということもやっていかなければいけないと思いますので、それについてもしっかりと御対応いただければと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、森大臣が間もなくお見えになるということですので、5 分ぐらい、40 分まで休憩させてください。よろしく願いいたします。

(休憩)

○無藤部会長 それでは、森大臣、御到着になりましたので、議事を再開いたしたいと存じます。

それでは、森大臣、よろしく願いいたします。

○森内閣府特命担当大臣 委員の皆様におかれましては、御多忙の中、熱心な御議論をありがとうございます。

私、今日はこちらのほうに出席をする予定が組まれていなかったのですが、無理無理お願いをして時間をつくっていただきました。それは、これを言いたかったからでございます。既に岡田副大臣、事務方からも説明があったかと思いますが、事業者の皆様等が経営判断等を行う材料として、本日、公定価格の具体的な姿をできるだけ早く示す必要があるということで資料が出ていると思います。しかし、政府といたしましては、1 兆円超の実現を目指していく、その姿勢に変わりはありません。今後、財源の確保がしっかりでき次第、この政策を実現して

いく、その順番の案を本日はお示しさせていただきました。

財源の確保については、先月初めて第1回が開催されました閣僚級の会議でございます。社会保障制度改革推進本部において、私から改めて1兆円超程度の財源確保の必要性について発言し、関係閣僚にも協力を求めたところでございますし、2日ほど前に総理と昼食をともにし、総理の隣に座ったときにしっかりと総理に、この制度については1兆円超程度の財源が必要でありますということをしっかりお話ししているところでございます。

子ども・子育ての制度については未来への投資でございます。必要な財源の確保に引き続き全力で努力をしておりますので、委員の皆様方の御指導、御鞭撻、御協力を今後ともよろしくお願いいたします。

(拍手)

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、カメラの方々はこれで退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○無藤部会長 また、森大臣は公務のため、ここで退出させていただきます。

(大臣退出)

○無藤部会長 それでは、議事を再開いたします。

先ほどの議論の続きでございますので、吉原委員からでよろしいでしょうか。

○吉原委員 社会福祉法人東京聖労院の吉原でございます。

資料1の6ページないし18ページでございます。

第三者評価等の推進という事項です。

今、指定管理事業者による運営が広がっている状況がありますので、指定管理期間を考慮すると3年程度のスパンが適当ではないかと思えます。また、継続的な受審にとどまらずに実質的な改善への取り組みであるとか、内容の向上に評価の重点を置くことが重要であろうと考えております。

2点目です。

同じく資料1の19ページ、放課後児童クラブ事業の充実であります。

学校や幼保あるいは地域との連携、交流の推進についてですけれども、情報交換や適切な支援を図る上で極めて重要であると認識しています。このために、ネットワークの整備でありますとか児童クラブ自体の周知、あるいは存在意義、役割、機能といった点をより高めていく必要があると考えております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 まず意見を申し上げる前に、今ほど森大臣からも非常に心強い御挨拶をいただいた1兆円超の財源確保について、委員の皆さん方に御報告申し上げます。

2月24日、前回の会議の終了後であります。自民党の本部と公明党に、同じ時間帯でやむなく2班に分かれて、要望活動させてもらいました。私は自民党の石破幹事長、猪口参議院議

員のところに行きました。猪口議員は自民党の少子化担当相の経験もあり、子ども関連の自民党内のいろいろな審議に加わっている方です。1時間超にわたって懇談させていただきながら、非常にいい感触でありました。また、そのことが、今まで森大臣や岡田副大臣からお話があったように、財源確保に向けた前向きな取り組みとして活かしているのだなという感じを承ったわけでありました。

また、公明党のほうには坂崎委員や榊原委員が中心となって衆議院議員会館に行っていたのですが、公明党の皆さんは子ども・子育てに対して自民党よりも熱が入っている党のようでございます。公明党の皆さんにも、子ども・子育て会議、また基準検討部会の皆さん方の意向が非常にいい形で理解されているということでもうれしく思ったわけでありました。さて、意見であります。質の改善ということで、給付等の関係について、0.7兆円の範囲で用途を考える本作業の位置づけ等も踏まえてお話があったわけでありました。新制度参入の判断材料となる公定価格の情報は、事業者に対して早く提供しなければなりません。そういう考え方から、現在の議論としては0.7兆円の範囲内で定めていかなければならないという事務方または政府の皆さん方の切なる状況は非常によくわかります。また、5月には公定価格の仮単価も設定されることとなりますので、私どももやむを得ざるものがあると理解しております。

しかし、今ほど大臣からお話があったように、このことは、あくまでも0.7兆円の範囲での議論に終始するのではなく、まだ先があるのだということをも前提として、皆さんでさらなる議論を重ねて、よりよい制度となるように財源確保に向けて努力していただきたいということをまず申し上げておきたいと思っております。

そんな中で、今日示された質の改善の中で、先ほど山口委員からも話がありました職員の給与改善について意見を述べたいと思っております。これが0.7兆円の範囲内ではプラス3%程度ということでした。これはいたし方ないところですが、介護保険事業でもそうですが、教育・保育の現場もマンパワー不足という非常に厳しい状況下にあるのです。幼稚園教諭や保育士等を確保していく上では、事業を展開した後になってから処遇改善の手当を出さねばだめだということでは、何にもならないわけでありました。今新制度の議論をしているわけですから、職員の給与改善ではプラス5%を上限としているわけですが、そこに近づくようにできる限りプラスアルファをしていく必要があるのではないかと、このことを申し上げておきたいと思っております。

それから、病児保育のことについてであります。

全国の自治体で、病児保育に対する事業者参入の取り組みが非常に遅れているのです。これはなぜかという、やはり単価の設定が非常に低く設定されていて、経営として、また事業として成り立たない実態にあるからです。このたびの0.7兆円の中では117億円程度、これまでの議論を踏まえれば満額を確保するような形になっているのですが、病児保育についてはさらに質の改善を優先するような形で配慮していただければ大変ありがたいと思うわけでありました。

次に、この前も申し上げたのですが、障害児の受け入れ促進についてであります。

障害児については、主幹教諭とか保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の養育支援を補助する非常勤の職員を幼稚園、保育園、認定こども園に配置し、障害の程度に応じて加配することになっているわけでありました。障害の程度の範疇というのは、障

害児認定を受けたというように限定されると思うのですが、その辺の範囲に配慮をお願いできたらと思います。それから、幼稚園、保育園、認定こども園においての子育て支援を担う主幹教諭、主任保育士を専任化する方向性が示されました。認定こども園については、子育て支援事業の実施義務を課せられております。対して、幼稚園、保育園については努力義務となっているわけでありまして。そういう中で、幼稚園、保育園は専任化をまず加配で実施する形になりますけれども、認定こども園だから、幼稚園だから、保育園だからというような、それこそ岡田副大臣から意見や、議員の皆さん方の意見として、差別がないようにということがあったわけでありまして、そういう観点からも、その辺の配慮をお願いできればと思います。もう一つは、事務処理体制の関係であります。

これについても、大きな施設については事務職員がきちんと複数配置されておりますけれども、小規模の園では1人で事務を賄っている園が多数あると思うのです。園の規模により事務職員の基準を設定する場合に、小規模の園が不利益にならないような形で配慮していただければありがたいと思います。今回は私立保育園、認定こども園が事務職員を抱えて配置するというので、週2日の事務員配置ということで所要額も設定されておりますが、さらにこの辺りを配慮する必要があるのではなかろうかということをお願いしておきたいと思っております。

以上であります。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、岩城代理人、お願いいたします。

○岩城代理人 ありがとうございます。

全国国公立幼稚園長会会長代理の岩城でございます。

まず、子ども・子育て新制度における量的拡充と質の改善について、所要額を整理していただきありがとうございます。

まず1点目は質問です。

資料1の11ページ、「『量的拡充』の詳細」でございますけれども、1号認定が78億円、2号・3号認定が2,940億円ということで、数字で見ると随分と開きがあるように感じます。現在の幼稚園等の私学助成や就園奨励費などの助成金と比較して、この額は増えているのでしょうかというところです。

次に、資料2の39ページの「人件費の職員配置」についてです。

主な意見のところにありますように、学級編制を行うことが、幼児教育が学校教育として位置づくために重要なところでありますし、学級担任を1人確保することを原則とするということも重要です。職員の指導力の向上、教育の質の向上のために、主任教諭、指導教諭といった指導者の存在は欠かせません。ぜひ配置を確保していただきたいと思っております。

同じく75ページの「子育て支援機能について」です。

今、渡邊委員さんもおっしゃっていましたが、78ページの各施設の子育て支援実施状況のグラフを見ますと、認定こども園は必須であります。現在、幼稚園や保育所においても子育て支援の実施は高い傾向にあります。内容的に見ると、地域の子育て家庭を対象にした実施が多く、在宅家庭への支援がなされていると思っております。各施設に主任教諭など担任以

外の教職員がいることで、こういう視点も確実に支援を進めることができると思いますので、こういった視点からも職員配置をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、稲見委員、お願いいたします。

○稲見委員 全国病児保育協議会の稲見でございます。

今、渡邊委員からもお話がありましたけれども、病児保育の運営というのは大変困難で、75%近くの施設が赤字運営をされております。特に人口の少ない過疎地では当然子どもの人口も少ないわけで、そういうところでの病児保育の運営は、基本単価、ベースになる基本部分が低かったものですから、利用者の数が増えないととても運営できないような状況でして、そのために閉園する病児保育も出てきております。今回、その基本部分について、病児の子育て支援ステーション機能を盛り込むことによって少し改善していただきまして、これは大変ありがたく思っております。

職員配置についてですけれども、病児保育は0から2歳で病気の子どもという特殊な状況での保育で、今、3：1保育と言われているのですが、隔離の子どもが出た場合、それから0歳児がたくさんいる場合、とても3：1で病気の子どもを見ることはできません。ですから、職員配置の改善が急がれます。

それから、これは先ほど山口委員がおっしゃっていましたが、研修に対して代替職員の費用しか出ないのはやはりおかしいことであって、研修というのは大体土曜日、日曜日、本人が休みのときに勉強しに行くわけです。遠くでは大阪まで行ったりしなくてはいけない。特に病児保育は特殊なものですから、そんなに研修会がないわけです。ですから、年に1回、少し遠出をしなくてはいけないということで、これは施設が全部持つか職員個人負担になっております。ですから、代替職員ばかりではなくて、研修費そのものに対する補助という扱いをしていただけると大変いいと思います。

最後の1つは、この新制度において、保育士のキャリアを評価するというところで、認可外保育も入れましょうということがありましたけれども、病児保育に5～6年勤めていて、それから通常の保育所に行く保育士さんもいるわけです。病児保育という特殊なところで働いていた保育士さん、知識もたくさん持っている保育士さんに対しては、やはりキャリアとして病児保育での勤務も入れていただきたいなと考えております。

終わりです。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山でございます。

まずは、どれも必要のないものはないという中で実施順を決めざるを得ない状況だろうと思います。ただ、それは実施順だということで、ぜひ全てのものが実施できるように予算を確保していただきたいということをまず第一にお願いしたいと思います。

私は、地域子ども・子育て支援関係のところを重点的に見させていただきました。資料1の

11 ページですけれども、こちらにも量的拡充の内容として、地域子ども・子育て支援事業が①から⑩まで入っております。しかしながら、実はこの事業そのものを実施していない市町村も多い中で、まず今回のニーズ調査を受けて、量的なところで確実にきっちりと必要なところにはこういった事業が身近なものとして存在することが大事だと思っています。

それを前提としながら、質の改善、質の向上というところですが、7 ページ、8 ページです。

どの事業も必要な事業ということで、放課後児童クラブの充実もぜひ必要だと思っております。また、一時預かり事業のところもずっとこれまでも申し上げてまいりましたが、本当に身近な場所で、必要に応じて一時預かりを求める保護者の声が非常に大きいです。そういった意味でも、今回はなかなか難しかったかもしれないですけれども、保育所以外の身近な場所での一時預かり事業についてもぜひお願いしたいと思っております。

新しい事業としての利用者支援事業のところも、なかなか最初から難しいところもあると思うのですが、本年度の実施状況も踏まえて確実に実施をしていただきたいと思っております。

また、皆さんからも研修の充実のお話が出ております。地域子育て支援にかかわる方々というのは、地域の方々で、気持ちのある方々でやっている部分もあって、お支払いについても十分な金額を払っていないのが現状です。ですけれども、今、子育て家庭に向き合うスタッフは、やはり人にかかわるということは、気持ちだけで済まされなような部分も非常に大きくなってきていると思っております。そういった意味でも、こういった研修の充実が子ども・子育て支援にかかわる人たちにも必要だと感じておりますので、このあたりもぜひお願いしたいところ です。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員、お願いいたします。

○尾身委員 商工会議所の尾身でございます。

先ほど、溜川委員からも御意見が出ておりましたけれども、私も語感の問題として、「質の改善」よりは「質の向上」のほうがいいかと、今さらながらですが思いました。「改善」と申しますと、今が余りにも悪いという印象を与えてはいけませんので、今からでも一考の余地があれば、質の向上という言葉に変えていただければと思います。

資料2の83 ページ、地域型保育事業の検討例③「事業所内保育事業における従業員枠との関係性」について、意見を申し上げたいと思います。

事業所内保育所の運営は、企業にとりまして、大変大きな負担となっていることから、今回の御提案で公費給付の対象としていただいたことに関しましては、負担が多少なりとも緩和されるということで感謝申し上げたいと思います。自社の従業員の子どもが保育所に入れないために就労を断念せざるを得ないというような従業員の状況を回避しようと、企業は負担を負いながらも事業所内保育所を運営しております。今後の検討におきましても、特に東京都などの都市部においては、事業所内保育所が待機児童を解消する一助となっていることも事実でございますので、引き続き検討していただき、考慮していただければと考えております。

繰り返しになりますが、公費給付の対象としていただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員、お願いします。

○葛西委員 日本助産師会の葛西です。

資料1の11ページをお願いします。

地域子ども・子育て支援事業の④乳児家庭全戸訪問事業と⑤養育支援訪問事業で予算がつけられておりますけれども、実際に全戸訪問については9割以上、養育支援については6割超という実態を聞いております。ぜひ乳児期、それから養育支援の必要な母子につきまして、具体的に量的・質的拡充をしていただいて、保育園、幼稚園につながるような事業展開をしていただきたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員、お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

2点お願い申し上げます。

1点は、資料1の4ページ、「保育認定の2区分に応じた対応」です。

現行の運営費の積算は、保育時間8時間を基本として算定されています。今回の制度においては、保育標準時間に対する保育必要量は1日11時間が保障されたものと思っております。その上で、運営費の積算は11時間を基本として算定すべきだと考えます。本日の資料には、337億円程度と所要額が出されています。また、その下に赤印で「まずは非常勤保育士 1人（3時間分）」と記載されているところから、今後期待されるところです。今回示されました内容について、今後どのように考えておられるのか、改めて伺いをさせていただきたいと存じます。

もう一点は、資料2の53ページです。

給食費の取り扱いについては、個々に検討例が出ておりますが、例2として「

保育認定・教育標準時間認定のいずれも公定価格の対象とはせず、実費徴収を行う

※ その上で、低所得者世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。

（保育認定及び教育標準時間認定の主食費・副食費）」

とあります。現行の制度では、保育所の給食費は運営費の中に含まれ、3歳以上の主食費以外の実費徴収に関するものはありません。例2を採用するといたしますと、給食費が払えない利用者が出てくるなど、給食をとれない子どもが出てくるのが考えられますことから、反対の意を表明したいと思っております。

この給食につきましては、例4とすることが望ましいのではないかと考えます。なお、例4に示されました利用者負担につきましては、給食材料費相当額に対し、軽減策を講じることを望みたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、竹内代理人、お願いいたします。

○竹内代理人 三鷹市長代理の竹内です。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」について、量的拡充をベースとしつつも、公定価格に盛り込む質の改善項目を 0.7 兆円ベースと 1 兆円ベースに整理し、全額を実施する項目、一部を実施する項目に分け、具体的に所要額が示されたことに感謝をいたします。

引き続き財源確保に最大限努めなければなりませんけれども、平成 29 年度の平年度化、満年度化を見据え、限られた財源の中ではかなりバランスのとれた所要額の割り振りになっているのではないかと考えております。しかし、改めて要望をしておきたい項目及び懸念事項もありますので、意見を述べさせていただきます。

最初に、「職員給与の改善」についてでございます。もう多くの委員から意見が出ておりますけれども、平成 26 年度の保育士等処遇改善臨時特例事業の 2.85% を超える 3% の改善ということでの案でございますが、スタート時点での取り組みとしては、限られた財源の中ではやむを得ないのかなと感じております。

関連して 46 ページの検討の視点で、これまで民間施設給与改善費の上限年数の改善やキャリアアップの仕組みの要望を踏まえ、公定価格の設定に当たって、保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設における勤続年数を通算対象とすることには賛成でございます。さらにもう一步踏み込んで、認証保育所など自治体が認証、運営している認可外保育所の勤続年数についても、移行にかかわらず通算すべきではないかと考えております。

また、坂崎委員の意見書にもありますが、民改費及び処遇改善臨時特例事業における職員の勤続年数の区分につきましては、これまでも重ねて要望しておりますが、その上限を保育所以外の児童福祉施設の民改費の仕組みに準じて改善する道筋をぜひ示していただければと思います。

2 点目としまして、「保育認定の 2 区分に応じた対応」でございますが、保育短時間認定の利用者負担を保育標準時間認定の 98.3%、1.7% 減の設定とする内容が示されております。論点の 96 ページの運営費の算定の考え方からは理解できるのですが、保育短時間に認定された保護者の立場からしますと、わずかの利用者負担額の差で利用可能時間に大きな差ができることに納得できない保護者が出てくることや、勤務時間を保育標準時間にシフトすることへの懸念が生じると思っております。

3 点目としまして、「保育単価引き上げに伴う利用者負担の増加による影響額等」ですが、徴収額の増加がここに見込まれています。本市の例で恐縮ですが、長引く不況、景気低迷の中でようやく、ちょうど 1 年前の 25 年 4 月に 16 年ぶりの保育料の改定を行いました。この項目は自治体の努力にかかっていますが、近隣自治体とのバランス等もあり、保育料の改定環境は非常に厳しいことを御理解いただきたいと思います。

4 点目としまして、「社会的養護の充実」の中の児童養護施設等の職員配置基準の改善ですが、

24時間365日体制の児童養護施設等の職員配置基準の改善については長年の懸案であり、職員の給与改善とあわせ、支持をいたします。

5点目としまして、「土曜日の取り扱い」についてですが、保育認定の公定価格の設定に当たりまして、土曜日の開所、閉所について利用実態、利用者のニーズを踏まえた上で公定価格の調整を図ることに賛成でございます。ただし、現行の幼稚園では土曜閉所のところが多く、認定こども園への移行に伴い、どの程度土曜日を開所するのか実際のところ不明です。保護者の選択に大きく影響し、他の施設との利用調整も重要になってきますので、移行に当たっての重要な留意点として国ないし都道府県における指導をよろしくお願いしたいと思っております。

6点目としまして、「事業所内保育事業」についてです。

84ページに説明がございましたが、事業所内保育事業における従業員枠の公定価格の設定につきまして、従業員枠の福利厚生・人材確保という性格を考慮し、かつ従業員枠の利用料軽減額など事業所内保育の実態調査を踏まえた上で事業所負担部分を設定するという合理的な考え方であり、基本的な考え方の整理の方向性を支持いたします。

最後に、既に現行の体制の中で実施をしていながら、今回の0.7兆円の所要額で見込まれていない項目、例えば1歳児の5：1の職員配置など重要な項目がございます。新制度のスタートに当たっては、量の拡大は図られたが、質の維持、改善、向上が先送りにされたイメージは払拭しなければなりません。こうした項目については、質の維持を図るため、現行体制から後退するわけにはいきませんので、財源が確保されるまでの間、基礎自治体を含め、引き続き都道府県の役割も大きいものと思っておりますが、今後の公定価格の検討に当たっては十分配慮をお願いしたいと思います。

今回の案につきましては、全体として限られた財源の中ではかなりバランスのとれた内容となっており、基本的な方向性を支持したいと思います。引き続き、量の拡充及び質の改善、向上を車の両輪として議論を進め、年度内を目指して一定の取りまとめがなされることを期待しております。

なお、先ほど北條委員から市町村と私立幼稚園との関係において残念な事例がある旨の御発言がありました。市町村によって幼稚園関係者との関係に濃淡があるということもあるかもしれませんが、私ども都内の自治体等の例からしますと、現在、私立幼稚園の関係者とともに情報交換会や勉強会を実施しながら新制度の円滑な実施に向けて取り組み、かつ、子ども・子育て会議におきましても幼稚園の運営者及び保護者を委員に入れて具体的な協議を進めさせていただいていることをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

まず初めに、限られた財源の中で非常に難しい作業をしてくださって、大変バランスのとれた案に仕上げてくださいました事務局の皆様にお礼が言いたいと思います。

その上で、やはり各委員、皆様おっしゃっているように、これからさらなる財源をきちんと

確保していただけるようお願いしたいと思います。そして、お願いするだけでなく、我々委員、そして各メディアの方々も手を携えながら一丸となって、政府に対し、この不足分 4,000 億円、必ず必要なのだということで声を上げていきたいと思ひますし、個人的にもそれを頑張ってやっていきたいと思ひます。

さて、その上で、細かい部分、詳細についてお話ししたいと思います。資料を 1 枚紙で提示させていただきました。基本的にはこれをもとにお話ししていきたいと思ひます。

まずは病児保育です。

資料 1 の 7 ページに書いてありますように、今回、補助がきちんとついたことは大変喜ばしいと思っております。一方で、1 つ質問と 1 つ提言ですけれども、体調不良児対応型というものがござりますが、これは地域型保育においても実施可能か、ぜひ保育課にお聞きしたいと思います。これは普通の保育所や認定こども園だけでなく、小規模保育や事業所内保育でもできると、さらに機動的ないい制度になるのではないかなと思っておりますので、ぜひ教えていただきたいというのが 1 点。

そして、こちらの紙の中に、どうしても夏、冬で稼働の濃淡が出てしまうので、稼働の少ないときは地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施ということが書かれていますのですが、しかし、情報提供、例えば感染症情報等は、病児保育所が保育所に対して教えてあげなくても、保育所のほうできちんとインターネット等を見て情報取得は十分可能になっているのです。ですから、そうした部分の付加的な何か別なことというよりは、病児保育機能自体がきちんと向上するような選択肢が可能になるようにしていただけるといいかなと思ひます。例えば病児保育所で余っているスタッフが病児が出た保育所に駆けつけて、その子を搬送して、お医者さんに見せてあげて、預かってあげるといふような形で病児保育自体が拡張していき、利用者の利便性が高まっていく、そうした方向で改善されていくべきなのではないかと思っておりますので、ぜひ御一考いただきたいと思ひます。

そして、小規模保育であります。

C 型の定員数を 15 名までとすることに関しては同意いたします。そのときにおいて、区分を 6 人から 10 人、11 人から 15 人とすることは同意するのですが、この資料をつくった後に我々の協議会の者の中で、5 年を過ぎると 10 人より上の施設は閉じなくてはいけないといひますか、10 人以下にしないでいけないのはかなり厳しいのではないかという意見も寄せられました。ですので、そういったことも鑑みて、10 人以下というのを 12 人以下にしないでいただけないでしょうか。それは、現状、小規模保育の区分が 6 人から 12 人、13 人から 19 人となっていますので、それに合わせる形であれば整合性もきちんととれますので、10 人というのを 12 人にしていただけると定員区分上の関係としても整理がしやすいのではなからうかと思ひます。

そして、地域型保育事業、なかならず小規模保育における障害児の受け入れに関してきちんと補助がつけられたのは、今まで保育サービスからある種はねのけられていた障害児たちを受け入れる機会になると思ひて大変高く評価しています。しかし、一方、障害児を受け入れた場合、障害児 2 人に対して保育士 1 人という案ですけれども、かなり無理がある場合もあるかなと思っております。と申し上げますのも、やはり障害の度合いによっては 1 対 1 にならざるを

得ないような重い子もいるわけですね。障害児2に対して1という、人口としても、障害児の人口を多く見積もって12%程度です。9人のうちに2人障害児がいなくてはいけないという障害児率22%ですので、どうしても確率論的にそうもなりがたいので、せっかくこうした補助をつくっていただいても、なかなか使われないという事態も考えられてしまいます。

とはいえ財源には限りがあるので、コストを増やさないで障害児がより受けられる方法はないかなと考えてみたのですけれども、こうしたらどうでしょうか。つまり、2人に1人と。児童2人に対して保育士1ということであれば、児童1人に対して保育士0.5人ということが比率的には可能なはずですね。そうすると総枠的には変わらないはずですから、2人に対して1人ではなくて、1人に対して0.5人に変えていただければ、障害児1人が来て、その子が例えばマンツーマンじゃないとだめだというときも0.5人分はカバーできる。そうすれば、かなり人出が足りないことが予想される昼食時とか散歩時の部分はパートの方を入れられる。そして、0.5人の部分は何だかんだ頑張っって何とかカバーする、あるいは自腹を切って0.5人分は自分で入れちゃおうということもできる、そういう形で何とか障害児を受けることではないかと思います。ぜひその部分で、総額は増えないと思いますので、このように使い勝手をよくするような形で工夫いただけないかという御提案をさせていただきたいと思います。

また、連携施設であります。

今回、質の向上で、バックアップかつ卒園後の受け皿ということで大変すばらしいアイデアだと思っています。連携施設を小規模保育がきちんと持って、幼稚園等と連携して行って、3歳児からの保育園難民を防ぐという意味で非常にすばらしいと思っているのですが、一方で、今ちょっと問題になっているのは、連携を拒否する私立保育園がいらっしゃるという報告が現場からあります。まだ制度的にきちんと位置づけられていないからというものもあるのですけれども、そうした場合において、もちろん民間の連携の契約を自治体が強制することはできないと思うのですが、自治体には公立保育園があります。なので、最悪どころも連携できないような場合は、公立保育園がきちんと受け皿となって連携していただける形が望ましいのではないかと思いますので、そうしたことが自治体さんの中で可能だという認識をきちんと持っていただく、あるいはそうすべきなのだという認識を持っていただく意味で、公立園の連携を推進するような、推奨するような通知、通達を出していただけると大変ありがたいと思います。

また、減価償却や賃借料に関しては事務局案に賛成します。

処遇改善、キャリアアップに関しても、基本的に認可外もきちんと含めていただいたことに関しては賛成いたしますが、先ほど山口委員もおっしゃったように、認可外施設が認可化しないとキャリアとしては認めないとなっております。そうすると、例えば自治体における準認可保育所、つまり東京都で言えば認証保育所、あるいは相模原保育室とか横浜保育室、こういったところは認可化あるいは小規模認可化しなければキャリアとして認めないよとなっております。これはさすがに、同じ保育経験があっても全く認められないのはいささか不公正なのではなからうかなと思います。また、実際にその方のいた認証保育所が、今、本当に認可化しているかどうかチェックするというのは行政のチェック工数としてもかかってしまうことなので、それであるならば、実際に認証にいたのだったらそれでオーケーですとしたほうが、無用な事

務工数をかける手間を省けますので、いいのではなかろうかなと思います。

また、先ほど稲見委員がおっしゃったように、病児保育もきちんとキャリアとして鑑みてほしいというのは、まさにおっしゃるとおりだなと思いますので、ぜひ認証保育所や病児保育所、そうしたところもキャリアとして含めるような形で考えていただきたいなと思います。

そして、社会的養護の充実ですけれども、こちらは部分的に実現していて、それに関しては大変すばらしいと思うのですが、2点、里親支援担当職員ですけれども、これは里親・特別養子縁組支援担当職員という形に修正いただけないでしょうか。というのも、家庭的養護というのは里親だけではないからです。実際にその子を我が子とする特別養子縁組もきちんと位置づけていただきたい。先進諸国においては、むしろ養子縁組がメインストリームになっていて、施設養護はできるだけ小さくしていったほうが良いという形になっていますので、そういった認識を我が国にも広げるためにも、里親・特別養子縁組という形で並列させていただきたいなと思います。

また、今回、実施順としては下がってしまったのですが、施設出身者の大学進学率が著しく低いということはぜひ皆さんに知っていただきたいなと思います。13%です。一般家庭の大学進学率は54%ですので、やはり生まれによって、その子が選び取れない環境によって差がついてしまう。そして、将来の所得に関係が出てしまい貧困が再生産されるということは現実としてある状況であります。ですので、施設出身者で、しかし、勉学に意欲がある子たちが大学の学費や生活費のせいで断念せざるを得ない状況を何とか改善できるようお願いしたいなと思います。たったといますか、7,000万円ですので、何か調整して振りつけてもらえるとうれしいなと思います。

そして最後、ここには書かれていませんが、保育士不足に関して処遇改善をぜひしていただきたいというのは各委員変わらないです。私も同じ思いです。と同時に、今すぐできることとして、保育士試験の複数回化をぜひ行っていただきたいなと思います。私自身も保育士資格を持っておりますけれども、お恥ずかしながら、1回目の試験では9科目とって、1科目だけ外して落ちてしまいました。その後1年間待たなくては保育士試験を受けられず、保育士資格を取れませんでした。これはかなりもったいないことだと思いますので、ぜひ複数回化できるよう御尽力いただけたら、より多くの保育士が生まれてくるのではないかなと思います。これはそんなに難しいことではないと思いますので、ぜひ直近にできることとして御検討いただきたいなと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員、お願いいたします。

○榊原委員 ありがとうございます。

今回示された資料で、まず財源が確保されている0.7兆円分について、どれをどう実施していくのかという議論を先行させようという段取りについては理解をしています。個別の項目についてどれをこうと言うつもりはないのですけれども、岡田副大臣、それから森大臣がまさに言及くださったとおり、1兆円超の財源をベースにしたもとの案を目指していくという

ころはぜひ揺るがさずに政府として取り組んでいていただきたいと改めて思います。

今回の 0.7 兆円ベースの案を見て改めてわかることは、待機児童解消をまず優先しよう、そこはある種、国民合意もあるのだからというメッセージが入っていると思います。ただ、保育士の処遇改善にしても、必要最低限のところしか今回確保できないことが明確になり、これでは保育士不足の解消も甚だあやしいのではないかと、待機児童解消策も本当に実現できるのかということが、今回の 0.7 兆円の案では明らかになったと思います。そういう意味で、まず自治体において実施していただくための今回の議論を進めていくにしても、間違いなく元々の 1 兆円超の議論のほうをきちんと検討していただきたいと思います。

もう一つ、国民にとって一体どういうメッセージになるのか、利用者、国民全体にとってとても意味のある新制度なので、それがどう受けとめられているのかということが私もずっと気になっているのですけれども、一言で言うと、なかなか伝わっていない。安倍政権が打ち出しておられる待機児童解消加速化プランであるとか横浜方式の横展開といったような力強いメッセージはそれなりに届いているのですけれども、政府は本当にやる気があるのかどうか、それが見えない。つまり、予算で、施策で示していくしかない、そこが本当に国民に伝わっていくのかどうか恐らくこの新制度に問われていることだと思えます。なので、そこはぜひ政権として取り組んでいていただきたい。

また、女性の活躍推進が成長戦略の中でも非常に重要であると位置づけてくださっていることは、国の内外からも評価されている方向だと思えますが、女性が活躍しようと思っても、保育すら安心して頼れないというこの現状が放置されたままでは、活躍推進も無理である。全てのいろいろな施策を進めていくときに、やはりネックになっているのはここであるということもぜひ踏まえて、1 兆円超を目指していていただきたいと思えます。

1 つだけ、質の改善のところは、まずは量の拡充を優先して、質の改善は順を追ってということになる、この順序については了解ですけれども、例えば社会的養護のところでは何が先送りされるのかということを見たときに、どれ一つとっても先送りされていないものはない、削っていいものの議論はできないと思っています。今の駒崎委員からも御指摘ありましたけれども、高度な教育レベルが要求される社会において、大学進学さえも果たせないような子どもが社会的養護の中からは当たり前にならなくなってきているということもそうですし、自立が非常に難しい。その支援が、施設の方たちの努力の中ではもう限界がある、もっときちんと制度として応援していく必要があるといったことなどは、今回、見送りになっています。削られてしまうものが明らかになったということはとても意味があると思うので、ぜひこういったところを必ず実施していくようお願いしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

資料 2 の 96 ページです。

今日は長田さんから御説明があり、本当にありがとうございました。8 時間と 11 時間をつく

るに当たっての考え方について、初めて今日理解をいたしました。基本的なことだけ少し話をしておきます。

今日、私のほうは各委員に提出資料で1枚物を出しておりますので、後ほど見てくださればありがたいと思います。そのことにつきましては前回も言いましたので、割愛する分は割愛しますが、現行の保育所は、皆様方、95ページの上の表を見てくださるとわかると思いますけれども、現在、延長保育を行うと、その延長保育を行う部分の延長保育基本分は、例えば7時から8時の20%から100%のところをカバーしていくような形で出ている。極端な話ですが、例えば17時から18時の20%から80%、また、16時から17時の上の27%、こういうところをカバーするために、それは開所時間の11時間が、現実には保育時間を11時間に対応するための形でございます。

そういう意味では、私たちは今、この空白の部分埋めるために延長保育基本部分が出ているのだという説明を平成10年からずっと受けてきているわけでありまして。そういう中で保育士を充て、保育を充実させ、一生懸命やってきたということです。今回このように8時間、11時間を2区分つくってくださいましたときに、例えば資料の現行制度と書かれていて、保育必要量で、保育所運営費では「別事業で分かりにくい上に、手当が薄いとの指摘」と書いてありますので、であればここは手当を厚くしてくれるのだなと当然だと強く思いますし、原稿延長保育実施率が80%で、今回実施率が100%になるということは、現行で行っている80%のところには、3時間に対応する非常勤が8分の11の3時間だけつくのだけでございます。これは現実的に延長保育を8割以上行っている2万4,000カ所の保育所としては、3時間だけの非常勤加算をつけられたというのは非常に納得しがたいものがあるのではないかと感じます。

先ほどの「まずは非常勤保育士 1人(3時間分)」というのは、わからなくはありませんが、書いているように、8時間の人が8時間全て使う必要もなく、11時間の人が11時間全て必要ではない仕組みになっていく中でそれらが解消していくかもしれません現実のこの10何年間行われてきた形とは違うということでありまして。新しい仕組みとして変わっていくのかもしれないということで、このことについてもう一回熟考して次回発言したいと思います。

職員の定着につきましては、たくさんの方々がきちんとしてくださればなにご意見があり、特に5%というものが今回示されたことは、私は基本、スタートラインではなかったかなと思っておりますが、この3%との差も考えてみたいと思いますし、また、キャリアアップ等についても基本的に考える必要があるのではないかなと思います。

2. に95ページの給食のことについて書かれています。

給食費の取り扱いにつきましては、53ページです。私は例4でいいと思いますが、1つだけ、問題は、多子世帯の保護者の負担の軽減をどのようにこれと組み合わせていくのかというのが大きな問題だと思いますので、そのことによってしくみ全体のバランスがどうとれていくのか、また、保育料としてそれを取り扱うことが望ましいのかどうかということを考えてくださればありがたいと思います。

雑多でございますが、以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員、お願いします。

○坂本委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

私からも数点御意見を申し上げたいと思います。

まず、処遇改善、キャリアアップのところで、認可外保育施設における勤務も入れていただけることは大変ありがたいと思いつつも、保育所、小規模保育事業等に移行したという条件がついています。先ほど稲見委員もおっしゃいましたように、さまざまところで保育が行われております。施設の形態によらずして保育に従事した人を第一にキャリアに入れていただくのが妥当ではないかなと考えております。

それから、71 ページの連携施設のあり方についてです。

前回申し上げましたが、保育所の中には株式会社立との連携を拒否する園も実際にございます。そういうことがないように、地方自治体のほうからその調整役となっていただくことを周知徹底していただけるような形で進めていただくことを改めてお願いします。

質の改善について、質問させていただきます。質の改善の資料においては居宅訪問型保育事業という言葉が全く記載されておりません。量の拡充では、地域型保育事業の中に居宅訪問型事業が新たにつけ加わっていますが、質については一切の記載がございません。新たな事業ですから、改善とは異なるとの見解かもしれませんが、新しい事業を始めるときだからこそ、最初から質について検討していくことが必要なのではないだろうかと考えます。どのようにお考えなのか、御教示いただきたくお願いいたします。

最後にもう一点だけ、研修というところです。

これも先ほど山口委員、稲見委員がおっしゃいましたが、質の改善として研修時の代替の職員に対して費用を支給する形ではなくて、研修そのものに対して汎用的に使えるようなにしていきたいと思っています。特に、居宅訪問型保育事業に関しましては、ほとんどの利用者が同じ保育者に来てほしいという希望が多く、代替者が対応することは余り考えにくいところがございます。広く多くの保育者が研修を受けられるような方法を御検討いただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

質の改善について、早期に取り組む事項を明確にさせていただいたことに、感謝を申しあげる。前回の部会においても要望したが、これらの所要額の積算の根拠をお示しいただきたい。根拠を明らかにしていただければ、例えば研修の充実にとりだだけの保育士等が対象となるのか、そのための体制をどう確保していくのか、保育現場として早期に取り組むことができるので、改めて積算根拠をお示しいただくことを要望したい。保育認定の2区分に応じた対応では、保育短時間の利用者負担が、従前95%と仮置きしていたものが98.3%となった。加配する非常勤保育士1人の3時間分のコストの違いを反映したとあるが、この表記は運営する側にはわか

りやすいが、利用者側からはりかいされにくいのではないかと、また、98.3%は利用者の負担感が強いのではないかとと思われる。

一方、保育単価引き上げによる利用者負担の増加に伴う影響額等のマイナス 226 億円程度と保育短時間認定の利用者負担の 26 億円程度の関係性を、利用者が納得できる説明必要と思われる。次に、資料 2 にある上乗せ徴収は一貫して反対してきているが、仮に必要であるとするならば一定の期間とするべきである。また、実費徴収に伴う補足給付事業において生活保護世帯に半額補助等、所要額として 3 億程度が計上されており、このことと実費徴集、上乗せ徴収の取り扱いについて利用者が納得できるよう、改めて検討いただきたい。

最後に幼保連携型認定こども園の保育要領について、2 月のパブリックコメントを経て 3 月中には告示化するとの説明を受けているが、それらの動きが見られない。今後のスケジュールについて伺いたい。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。

NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

私のほうから 3 点申し上げたいと思います。

資料 2 の 31 ページの赤字の部分です。

小規模保育 C 型のところですが、小規模 C 型の人数は最大で 10 人以下としてはどうかということについてですが、家庭的保育者は保育士資格を基本としながらも、認定研修を修了することによって家庭的保育者となる方法もありますから、複数の保育者がいても、保育士がいない状態で 10 人近い人数の子どもを保育している場合もあります。一定数以上の子どもを保育する場合は必ず保育士の配置を義務づける意味からも、C 型に上限を設けることに賛成いたします。

2 点目は、46 ページのキャリアとしてのカウントについてです。

保育士資格を前提として、提案の施設での経験年数をキャリアとしてカウントする方法については賛成いたします。

最後は、81 ページ、保育士資格取得のインセンティブを設ける観点から、保育士が行う場合に公定価格上、加算により評価してはどうかという点です。この点については、保育士資格取得や保育士資格を持つ人が家庭的保育者となることへのインセンティブにもなりますし、家庭的保育者の人材確保の面からも賛成いたします。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、藤原代理人、お願いいたします。

○藤原代理人 ありがとうございます。

私からは、資料 2 の 84 ページ、事業所内保育所における従業員枠への給付費について、現時点での考え方を申し上げます。

企業経営者の中には、安倍政権が掲げる女性の活躍推進の実現に向けて、出産、育児というライフイベントを乗り越えて就労継続を可能とする職場環境づくりに積極的に取り組むべきだ

という問題意識が非常に高まっておりまして、その重要なツールの一つとして事業所内保育所が注目されております。新制度における事業所内保育所の扱いがどうなるかが、どれだけの企業が事業所内保育所を設けて新制度の枠組みに入ってくるのか、ということを決めることになると思います。この点について、私どもは、これまでは従業員枠と地域枠で差を設けることがその障害になるのではないかという懸念を申しておりました。また、既に事業所内保育所を持っているところでも、新たに地域枠を設定してこの制度に入ることは、みずからの従業員の入所を断らなければならなくなるかもしれないというリスクを抱えた上で入ってくるようになりますので、こうしたリスクを勘案した給付水準が設定される必要があります。

こうした考え方から、今まで従業員枠と地域枠の給付費については同等であるべきだということを目指してまいりました。ただ、今回、一定の考え方に基づいた事務局案が提示されました。それから、先ほど三鷹市の方からも合理的ではないかという御意見がございました。こういう御意見や事務局の提示された案を、御関心のある企業にこれから意見照会いたしまして、次回以降、私どもの考え方を話させていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。

日本労働組合総連合会の高橋でございます。

時間が押している中で、私からは数点意見を述べさせていただきます。

1兆円超程度の財源確保については、森大臣、それから岡田副大臣から本当に前向きな御挨拶もいただきまして、ぜひその方向で御尽力いただきますことをまずもってお願いしたいと思っております。

その上で、2点目でございますが、先ほど来、資料1にあります『量的拡充』と『質の改善』の関係について」ということでさまざま意見が述べられておりました。私たちが考える上で、1ページの4つ目の丸のところ、「基本理念の1つとして・・・全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」とあり、この基本理念を私たちは大変重要視しなければならないと考えております。つまり、全ての子どもの育ちの支援、子育て支援を総合的に推進していくことと、何としても全体の底上げをしていくという点では、量的拡充、質の改善については外せない基本的なことであるだろうと思っております。その上で、全体と個別を見ていく作業を私たちはしていかなければならないのではないかと思います。

それから、質の改善について、先ほど2人の委員の方が質の向上ではないかというニュアンスのことをおっしゃいました。しかしながら、資料2「公定価格・利用者負担の主な論点について」の45ページから47ページにかけて、例えば保育士の処遇についても、民間の他の職種に比べて非常に低いことが明らかになってますし、勤務年数についても課題があります。それから、以前に北海道の労働局による実態調査において労基法違反等の課題が指摘されていることを申し述べたと思っておりますが、そうした意味からいけば、まずもって底上げということでは質

をきちんと改善していく、その上で維持する、向上するといった視点が必要なのではないかと思っております。

3点目、個別になるかと思いますが、資料1の7ページでございますけれども、さまざま所要額について挙げられてございます。基本的にはこの方向で支持しているわけでございますけれども、1点、放課後児童クラブ事業の充実の常勤職員の処遇改善の39億円程度について、これは0.7兆円の段階では全くめどが立っていないということでございます。しかし、もともと子ども・子育て支援の充実のための約0.7兆円の内訳では、放課後児童クラブの職員体制の強化が想定されいたわけでありまして、子ども・子育て支援法の附則でも、放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善がうたわれてきたわけでございます。したがって、根本的な質の改善のためには0.7兆円の中でもきちんと予算を割り振るべきではないかと思っております。

4点目でございますけれども、資料2の46ページでございます。

これも複数の委員の方がおっしゃっていましたが、勤続年数の通算対象について、事例が挙げられてございます。この点につきまして、公立の施設や大規模事業所の場合は保育士の資格を有する職員が保育所と放課後児童クラブとを人事異動で行き来するケースもございますので、このように有資格者が制度の谷間で不利とならないように通算対象の範囲は検討すべきだろうと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

秋田委員、どうぞ。

○秋田委員 東京大学の秋田です。遅れまして申しわけございません。

まず、資料1でございますけれども、全体として委員の皆様が言われたのと同じように、非常に丁寧な作業をして積み上げてくださったことに感謝いたします。ただし、いろいろな委員が言われたように、この丸、四角だけではなくて全てがきちんと行われていくということ、私たちはこの会議だけではなくて、その後ろにいる国民の声であると思っております。ですので、それを何とか政策的に準備していただくことが極めて重要であろうと思っております。現在は、まずは29年度のものを検討しているのですけれども、3年ではなく5年とか長期的なロードマップを考えたときに、29年が待機児童のピークのはずであります。まずはそこに向かって量と質のバランスを考えると同時に、そこから子どもの数が減ってきたときにも、その同じ金額ではなくて、どのようにして私たちがみんなで話し合ってきたものを実現していくことが5年なり10年のマップの中で可能であるのか。あくまでも優先順ではなく実施順序であるという榊原委員の前の意見を受けて、そのロードマップの中で、まずはここをというところを今回きちんとお示しくださったことが極めて重要であろうと思っております。

そして、大変バランスよく給付等の関係と地域子ども・子育て支援事業と社会的養護、いずれにおいても子どもにまず返るところの質の充実について保障してくださるよう、赤ないしグリーンがかかっているところが一番重要なところではないか、まずは緊急度が高いのではないかということをお示しくださったのは極めて大事なところではないかと私自身は考えており

ます。

しかし、資料2の6ページになりますが、例えば第三者評価等の推進に関しても、私は前回、限られた予算の中であれば、まずは5年に1度、半額補助もあるかもしれないと申し上げましたが、山口委員が言われたように、私は3年に1度というか、お金がだんだんついてくれば、まめにやっていくことが実は重要ではないかと考えております。というのは、1.1兆円が必要だということで、消費税を払っている側というのでしょうか、上がったときにお金が単にばらまかれるのではなくて、確かに子どもの保育の質がよくなったということが伝わるようなPDCAサイクルを園で情報の公開、それから地域の子ども・子育て会議でも検討し、さらに国でもロードマップの中で見直しをしながら、本当に優先順位を、まずは29年度にこれを実施していくと同時に、その考えていくようなサイクルの中でこれを位置づけていただくことが極めて重要なことになってくるのではないかと考えております。特に緑のところでは3歳児の職員配置、また職員給与の改善は国際的に見て日本が劣悪なところなんです。さっき高橋委員が言われたように、向上ではなくて、OECD諸国で最低の規模と給与であることがデータで出ている、そういうところに手厚くきちんと保障していくことが、現在投資だけではなくて、これからの国を担っていく子どもたちへの未来投資として極めて重要なのではないかと思います。

あと細かい点で、資料2の46ページについて、勤続年数の通算対象とする施設のことをいろいろな委員が言われています。私もここに書かれているだけではなく、子どものために施設にかかわりなく心を砕き、専門家として働いてきたという、その経験を全てカウントすることが重要なことではないかと考えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

幾つか質問もありましたので、お願いします。

○長田参事官 それではまず、私のほうから4点ほどお答えさせていただきたいと思います。

溜川委員、尾身委員から御指摘がありまして、また、ちょっとベクトルの違う方向で高橋委員からも言及がございましたが、「質の改善」という表現でございます。

この表現につきましては、国会でいただきました附帯決議の中で使われている表現でございます。ただ、各種文書の中で「質の改善」という言葉で言われている部分もあれば、「質の向上」、あるいは「質・量の充実」といったような言葉もございますので、特に明確に定まった表現が決まったわけではございませんけれども、それぞれニュアンスの受けとめ方というのはあるかと思います。一つの御意見として承らせていただければと思っております。

それから、北條委員から御指摘のございましたワーク・ライフ・バランスの推進、あるいは在宅子育て家庭の支援についての議論をこの会議でこういったタイミングで、どのように行うのか、というお尋ねでございますが、そもそも論から申し上げますと、子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に根拠を持ちまして、その法律上、子ども・子育て支援法または他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する会議と位置づけられているわけでございます。これまで、例えば保育の必要性認定基準でございますとか幼保連携型認定こども園の

認可基準、あるいはまさに今現在御議論いただいている公定価格の基準、これらにつきましては、いずれも法律の規定の中で明確に、その基準を定めるに当たって子ども・子育て会議の意見を聴くということが具体的に定められているものでございます。

もとより法律の施行に向けて必要なものをまずは優先的に御議論いただきたいと思います。一方で、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事項につきましては、もちろん新制度の目指す理念の実現において密接にかかわる事項であると強く認識しておりますけれども、その個別具体的な施策自体は新制度そのものに位置づけられているものではございません。例えば育児休業制度も別の法律に根拠を持ち、特に労働法制にかかわるものにつきましては、公労使三者構成による審議会でございます労働政策審議会の権限に属する事項ということでございます。

したがって、ワーク・ライフ・バランス推進に関しまして、子ども・子育て会議におきまして、大局的な観点から御議論をされることを妨げるものではないと思っておりますけれども、これまでと同様に、その推進に関する取り組み状況などにつきまして適宜会議に報告しまして、必要に応じて御意見、御質問をいただくことにさせていただければと思っております。

また、在宅の子育て家庭への支援の充実でございますけれども、子ども・子育て会議の役割は、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するというところでございます。例えば今の制度の枠組みの中で言えば、地域の子ども・子育て支援事業の中にそういった御家庭の対象となる事業も含まれてございますので、まずはこの制度の枠組みの中での充実のあり方について、これまでも一定の御議論をいただいておりますけれども、そういった文脈の中で議論をいただくことが基本ではないかと思っております。

それから、吉田委員から御質問のございました処遇改善についての2.85%と3%の関係でございますが、2.85%に3%が乗るということではなくて、今の2.85%を3%ということで、保育士さんに関して言えば、その措置を恒久的にしていくという意味がございますし、幼稚園の先生については、今は対象になっておりませんので、ベースのところを3%になることを想定したものでございます。

私からは最後でございますが、岩城代理人からございました、1号の量的拡充と2号、3号の量的拡充の開きが相当あることに関してでございます。幼稚園につきましては基本的に3歳児以上を対象、保育所については0歳児からという中で、保育所、幼稚園を通じて3歳以上の分については、その需要は比較的安定しているわけでございますけれども、2号、3号の給付の大半を占めておりますのは0、1、2歳の部分でございます。ここは量的にも伸びている部分でございますし、かつ、人件費コストで見ましても、3歳児以上が20：1や30：1であるのに対しまして、0、1、2歳は3：1であったり6：1であるということで、そこに数字的には大きな開きがございます。

なお、幼稚園におきましても、今、私学助成の対象になっていないような園が給付の対象になるということでございますとか、就園奨励費の事業を実施されていない市町村もございますので、そういった要素などから若干の増を見込んでいるということでございます。

私からは以上でございます。

○定塚総務課長 吉田委員から、ワーク・ライフ・バランス等について労働政策審議会で検討されている項目は何かという御質問でございました。

こちらについては、先般こちらの会議にも御報告をしました次世代育成支援対策推進法、これは現在、法律案として国会に提出しているところでございまして、成立した暁には策定指針の改定等を行う予定でございまして、指針の内容等については、ワーク・ライフ・バランスや両立支援への項目が盛り込まれる予定でございまして。

また、これとは別に、労働条件分科会で、現在、労働時間規制についても審議がされているところでございます。

以上です。

○橋本保育課長 それでは続きまして、私のほうからお答えいたします。

溜川委員から、資料2の46ページにございます処遇の改善にかかわります勤続年数の通算対象の話につきまして、換算率というお話もいただきました。これは、今の保育所運営費の制度の中で一定の考え方に基づいて行っているものでございますが、今日、この通算のやり方につきまして多くの委員からいろいろ御指摘をいただいたところでございまして、さまざまな御指摘を踏まえて今後の対応につきまして考えさせていただきたいと思っております。

定員区分との関係におきまして、幼保連携型認定こども園の中で1号認定の受け皿となる1号定員を設けない形態もあり得ると、これはたしか前回のこの会議の場で私がお答えしたと思っております。これは法案の立案段階からのいろいろな経緯がある中で、3歳以上のお子さんに対して法律上の位置づけに則った教育と保育を行うというところを必須の機能とする形で立案がされてきた経緯を踏まえたものでございまして、認定こども園の仕組みのもとで、先ほど委員から御指摘もございましたように、親の就労形態、状況にかかわらずそこの園に居続けられるというところが一つの大きな意義であるというところは私も同感でございまして。そういった経緯の中で教育、保育を一体的に行う場を、ひとつここで制度的な位置づけをしようという狙いのもとで行われてきたものでございますので、本来的な位置づけからいいますと、1号の定員を持たないものは、それが一般的な姿では必ずしもないだろうと思っておりますが、今後の制度施行後の状況などを見ながら、また、そういったところをどのように評価するのかについては改めての課題としての御議論をいただくのかなと思っております。

それから、北條委員から11時間以上の保育を行っているOECD諸国の状況についてお尋ねがございました。これについてはたくさん事例がございまして、次回、また資料などを御用意させていただきたいと思っております。

また、北條委員からのお尋ねの中で、公務員の地域手当に準じた形での設定の関係でございまして、今の保育所運営費のやり方などで申しますと、保育所運営費の中に積み上げるさまざまな要素がございまして、その中で人件費の部分につきまして、地域手当の加算率に応じて何%加算といった形で区分を設けてございまして。そういった加算率に差を設けた人件費を積み上げの中に入れる形で一個一個の表をつくってございまして、今後、骨格を立案していくに当たりまして、そのあたりのつくりを新制度の公定価格表の中でどのようにしていくかを検討の上、お示しさせていただきたいと思っております。

保育単価についてのお尋ねが改めてあったわけでございますけれども、これにつきましては、保育所が子どもをお預かりするに当たりまして、その1人のお子さんについて月額幾らという形で委託費を市町村から支払うのかを決めているものを保育単価と呼んでいるわけでございます。その保育単価を定めるに当たりましては、1人のお子さんを一月お預かりするのにどのぐらいのコストがかかるのかということの一つ一つ積み上げた形でコスト評価したものを、今、運営費としてお支払いしているということでございまして、そういった考え方でつくられているという御説明を改めてしたいと思います。

橘原委員から、保育の2区分の認定に応じた対応につきまして、今後どのような形でやっていくのかというお尋ねがございました。本日お配りしております資料1の4ページでございますが、上から2段目、「保育認定の2区分に応じた対応」というのがございます。今回赤い字で書いてあるところは、まずは非常勤保育士1人（3時間分）で337億円程度となっているわけでございますけれども、今後の財源確保の状況に応じまして、その上の黒い字で書いてあるところにつきましては、「337億円程度」の右側に波線があるかと思っております。こういった形で財源確保の状況に応じたより一層の充実を図っていくことを意図しているわけございまして、具体的なやり方についてはいろいろなやり方があるかと思っておりますので、その点についてはまた、そういった財源確保の状況を見ながら検討ということになるのではないかと思います。

駒崎委員から、体調不良児型の病児保育事業につきまして、小規模保育でも対象になるのかという御質問がございました。現状の体調不良児型の事業は、保育所における事業実施ということを念頭に置いてつくっておりますので、これを新制度のもとで小規模保育事業も加えて対象にするかどうかについては今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

あわせて、駒崎委員から、保育士試験につきまして複数回実施という御提案がございましたので、これについては若干のコメントをさせていただきたいと思っております。

1つは、現状、保育士試験は夏休み期間中に大学等の校舎を場所としてお借りして実施しております。仮に複数回実施となつてまいりますと、恐らくは年度末ごろ、それぞれの大学等の状況を考えますと、学年末の試験あるいは入学試験などさまざまな日程がある中で、お借りすることができる場所は限られてくるだろうと思っております。それを考慮いたしますと、大学以外のさまざまな公的な場所などをお借りしながらやらなければならないこととなりますので、会場の借りに係るコストが今と比べて相当大きくかかってくるであろうと思っております。

あと、複数回実施していきますと、先ほどのお尋ねにございましたように、もう一回受ければ受かるだろうという形で受験を再度される方につきましては朗報なわけでございますけれども、そういった方々が早期にその目的を達することによって、2回実施をしましても、受験者数総数としてはだんだん減つてまいります。したがって、2回行うことによってコストは2倍以上かかるわけでございますが、受験者数は2倍にはならない、2倍よりも1倍にどんどん近づいていくことが想定されます。そうなりますと、それは逆に受験料が大きくはね上がることになってまいりますので、1回実施で今やっております状況に比べて受験料ははるかに高いものになることが想定されます。そういったときに、受験者数が逆に減るのではないかと懸念もございまして、今、その点については慎重に検討しているところでございます。

最後に、坂本委員から居宅訪問型保育事業の関係につきまして、どこに出てくるのかというお尋ねがございました。

この中では、量的拡充の中で保育の受け皿全体として増えていくものの中にあらゆる形態の保育が含まれてございます。この中では保育所として平均的に行っていく上での費用ベースで見込まれてございます。居宅訪問型保育の場合には、基本的には1：1保育ということでコスト構造としては高いものがございますが、保育所全体で比べますと、量的にはかなり限られたものということもございますので、それ以外のいろいろな要素を考えましたときに、あえて何かの改善項目といった形で一定の枠どりをしておくところまでは必ずしも必要ないのではないかとということで、この中では量的拡充の中に全体として含まれていると御理解いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○竹林少子化対策企画室長 先ほど吉田委員から、放課後児童クラブの開所時間の延長の積算根拠等についての御質問がございました。担当の育成環境課長が今日は出席しておりませんので、かわって私から御説明させていただきます。

7ページにありますオレンジがついております開所時間の延長の関係につきましては、通常であれば非常勤職員2人分の人件費を積算しているところ、18時半を超えて開所しているところについては、うち1名分を常勤職員の単価に切りかえるとか、あるいは非常勤であってもボーナスなどの入っているような少しランクの高い方に切りかえるという考え方でございまして、その積算上、お尋ねのあったものの中で長期休業中の勤務のコストは見込んでおります。

それから、朝8時まで、むしろ開所時間前倒しのものについては、それ自体を前提とした積算はしていないのですけれども、結局、今、非常に単価が低いために、そういうニーズがあっても要望に応えられない状況にあるところについて、例えば18時半以降に開けることによって常勤分のお金がつくようになれば、要するに運営費全体の金額が上がるわけですから、朝の早い時間のニーズにも対応しようと、このような動き、効果が発生することは十分に考えられると思っております。

以上でございます。

○蝦名幼児教育課長 私のほうからは、何点かございますが、北條委員、宮下委員から、自治体に対するこの制度の周知などについてさらに進めるべきというような趣旨の御意見をいただいたと思います。地域のニーズに基づいて国が標準であると考え給付でありますとか法律の期待する適正な事業が実施されますように、これは内閣府、厚労省、文科省に加え、地方自治を所管する総務省も含めまして、政府全体として市町村に対して丁寧に説明をするなど、具体的に今後何を行っていくべきか問題意識を持って急ぎ検討を行っているところでございます。今後も取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

北條委員から、公立園についての状況、特に面積基準等の状況がなかなか国民にはわからないのではないかとというような御指摘もございまして、これにつきましては、今回、情報公表の仕組みの中に公立園も含めて考えていくこととなります。情報公表の項目としては、例えば園舎あるいは園庭の面積なども含めてどの程度の確保がなされているのかといったようなことも

必須の情報となると考えますので、そうしたものを通じて各園の状況を明確にしていくということかと考えてございます。

北條委員、宮下委員から、一時預かりについては充実をというようなところでございまして、今回、量的拡充、質の改善の資料の中にもございますように、現在、私学助成で預かり保育を実施している分については、ぜひ一時預かり事業の中で確保することに加えまして、質の改善といったこともあわせて行っていくことができると考えているところでございます。その際にも、実施主体が市町村でございますから、先ほどの自治体の取り組みについて促していくこともあわせて行っていくことが必要だろうと考えてございます。

最後に、佐藤委員から、保育要領については先般この子ども・子育て会議にも合同会議の検討の方向性について報告させていただきまして、現在、それを踏まえました具体的な告示づくりを行ってございます。ただ、当初といいますか、その際、2月中にパブリックコメントを行い、3月中の告示を目指すと申し上げましたけれども、御案内のとおりかなり作業が遅れている状況でございます。これにつきましては、法律に基づく告示であるということもございます。法制的な面も含めて、その内容について、今、詰めの最初の段階でございますので、これを早急に仕上げまして、日程的には大分押してしまっておりますけれども、これを告示した後にまた解説書の作成でありますとか説明会の実施などもございます。準備期間1年を有効に活用するためにも、できるだけ早くこれは告示まで持っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、大分時間も過ぎましたけれども、ここまでにさせていただいて、次回の日程について事務局からお願いいたします。

○長田参事官 本日も長時間、大変ありがとうございました。

次回でございますが、3月24日月曜日、14時からを予定しております。次回につきましては、当基準検討部会と親会議との合同会議という形での開催を予定させていただいております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、第16回「子ども・子育て会議基準検討部会」を終了いたします。お疲れさまでした。

～ 以上 ～